

# 東京都資源循環・廃棄物処理計画

2021(令和3)年9月



東京都環境局

## 「東京都資源循環・廃棄物処理計画」の策定に当たって

世界は今、「感染症の危機」と「気候危機」という2つの大きな危機に直面しています。加えて、ますます緊密化するグローバル社会や、人口減少、少子高齢化といった局面の変化も迎えています。

こうした中で、資源循環・廃棄物システムが、今後目指すべき姿やその実現に向けた具体的な施策を示したのが、今回の計画です。

東京都は、現在、コロナ禍を乗り越えた先に、持続可能な都市の構築を加速させる「サステナブル・リカバリー」の視点で、政策を展開しております。資源循環型社会の実現に向けては、これまで、リデュース・リユース・リサイクルの3Rをはじめとして、我が国の資源循環社会づくりに、先導的な役割を果たしてきました。これらの取組を更に推し進め、大きな社会変革を的確に捉えながら、廃棄物処理・リサイクルシステムのより一層の発展を図るため、三本の柱を掲げています。

一つ目の柱は「持続可能な資源利用の実現」です。地球規模で資源制約や環境制約が厳しくなる中で、3Rの推進は従来にも増して重要性が高まっています。折しも、本年6月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。東京都としても、プラスチック対策や食品ロス対策など資源ロスの削減、廃棄物の循環的利用に積極的に取り組んでいきます。

二つ目の柱が「廃棄物処理システムのレベルアップ」です。生産年齢人口の減少が進み、担い手不足が危惧される中で、デジタル化等により廃棄物処理システムを省人化・省力化し、区市町村や民間事業者においては廃棄物処理に従事する人材の育成に取り組むことで、システムの強靱化・高度化を図っていきます。

三つ目の柱が「社会的課題への果敢なチャレンジ」です。コロナ禍や大規模災害等の危機が発生した際にも、社会基盤である廃棄物処理システムを確実に維持するための方策を講じてまいります。加えて、東京都は、2019（令和元）年12月に公表した「ゼロエミッション東京戦略」の中で2050（令和32）年までに東京におけるCO<sub>2</sub>排出実質ゼロを目指すという野心的な目標を掲げています。資源循環分野においても、脱炭素との両立を追求し、ゼロエミッションに貢献できるような施策を進めていきます。

関係事業者、NGO/NPO、区市町村等と連携し、都民の皆様のご協力を得ながら、本計画に定めた施策を推進し、持続可能な社会の構築に取り組んでまいります。

東京都知事

小池百合子



# 目次

本編	1
第1章 資源循環及び廃棄物処理を取り巻く状況	2
1 我が国の資源利用と環境制約等	2
2 持続可能な資源利用に関する世界の主な動き	6
3 東京の資源利用	8
4 東京の将来動向	10
第2章 計画策定の基本的な考え方	14
1 目指す方向性	14
2 三本の柱	15
第3章 指標及び計画目標	16
1 指標	16
2 計画目標の設定	17
第4章 主な施策	20
施策1 資源ロスの更なる削減	20
施策2 廃棄物の循環利用の更なる促進	22
施策3 廃棄物処理システムの強化	25
施策4 健全で信頼される静脈ビジネスの発展	30
施策5 社会的課題への的確な対応	32
参考資料	37
1 東京の廃棄物処理の現状	38
2 処理の体制	44
3 将来排出量等の推計	48
4 東京のマテリアルフロー	55
5 計画策定の根拠	57
6 用語解説	58

(注) 本計画で使用している用語のうち用語解説に収録したものには、初出の当該用語に「\*」を付した。



# 本 編

## ■ 東京都資源循環・廃棄物処理計画の位置付け

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 5 条の 5 の規定に基づき策定する計画である。
- 『未来の東京』戦略（2021（令和 3）年 3 月策定）及び東京都環境基本計画（2016（平成 28）年 3 月策定）で掲げる個別分野の計画であり、その主要な施策を示すものである。

## ■ 計画の期間等

- 計画期間は、2021（令和 3）年度から 2025（令和 7）年度までの 5 年間とする。また、2050（令和 32）年を見据え、2030（令和 12）年度のビジョンを提示する。

# 第1章 資源循環及び廃棄物処理を取り巻く状況

## 1 我が国の資源利用と環境制約等

### (1) 資源利用

我が国の資源利用の状況を見ると、2017（平成 29）年時点で、年間 15.9 億トンの資源等を利用しているが、その 49%を輸入に依存している。一方、一度使用した資源の再利用（循環利用）量は 2.4 億トンであり、年間に投入される資源等の 15%となっている（図 1 参照）。

このように資源の多くを輸入に頼り、かつ、循環利用の割合も低いレベルに留まっている我が国は、世界の資源利用の動向に影響を受ける可能性が大きいといえる。

そこで、世界の資源利用の現状及び今後の動向を見ると、新興国等の経済成長により世界全体の資源消費量は増加すると見込まれている。UNEP（United Nations Environmental Programme）の推計では、今後も生産や消費パターン、関連政策等が同じように推移すると仮定した場合、2060（令和 42）年における世界の資源消費量は 2015（平成 27）年と比較して倍増すると推計している（図 2 参照）。

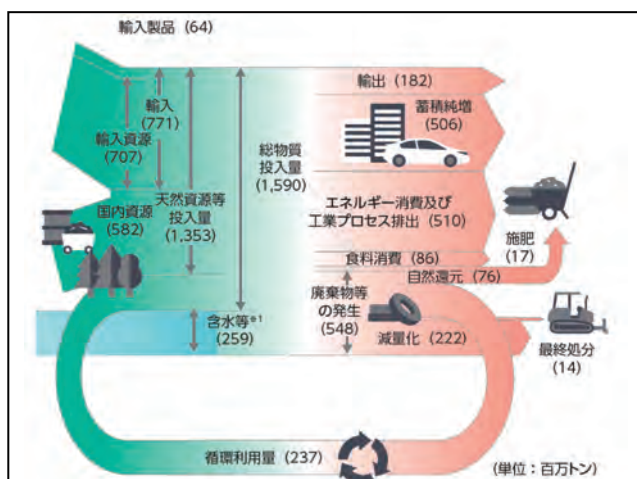


図 1 日本のマテリアルフロー（2017）

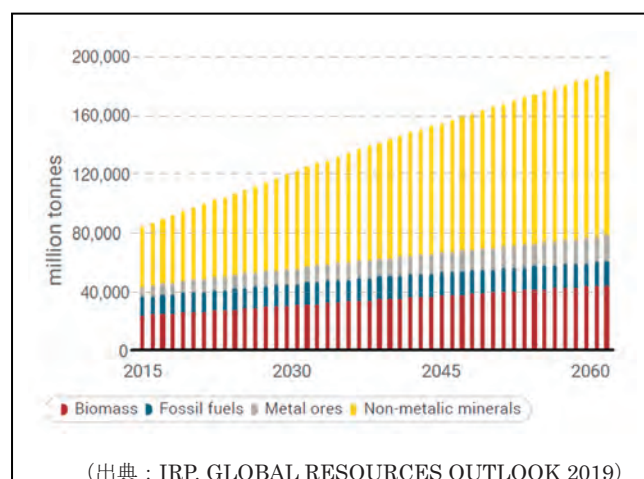


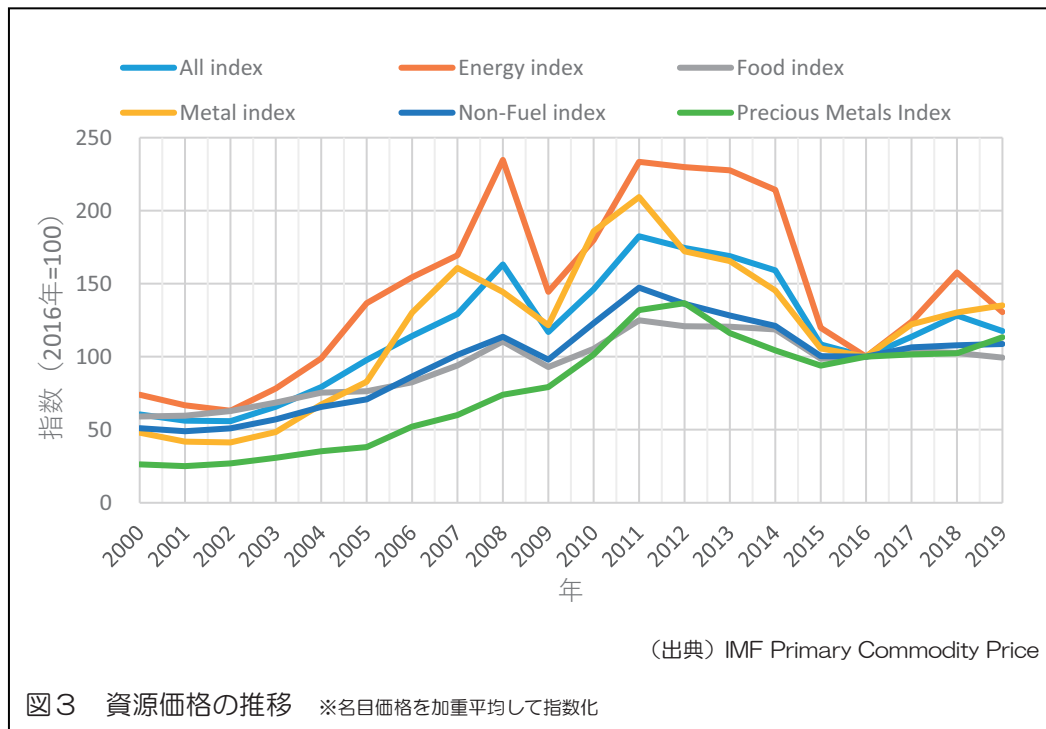
図 2 世界の資源消費量の推移と今後の見込み

### (2) 資源制約

原油や貴金属などの産出国に限られる資源については、産出国内の政情不安や産出国による当該資源の輸出制限などにより価格が不安定化するおそれがある。実際、これまでも、エネルギー資源をはじめ様々な資源の価格が大きく動いた時期が見られる（図 3 参照）。

また、新興国の経済成長に伴う生活レベルの向上による食料消費の急増や、穀物生産地での干ばつやバイオエタノール原料向け需要の急増等により、穀物価格が高騰する場合がある。新興国等では、経済原理上、森林を伐採してでも穀物生産を行おうとする

誘因が働くため、当該国での穀物生産が自然環境に多大な影響を及ぼすおそれがある。



これまで、途上国の経済発展に伴い鉱石生産量が増加したが、開発中の鉱床における品位の低下や不純物含有量の増加などの問題が顕在化してきており、単位当たりの生産に伴うエネルギーが増加している。UNEP の国際資源パネル (IRP: International Resource Panel) では、長期スパンで見た場合に、ほとんど全ての金属について、鉱石の品位が低下していることを指摘している。

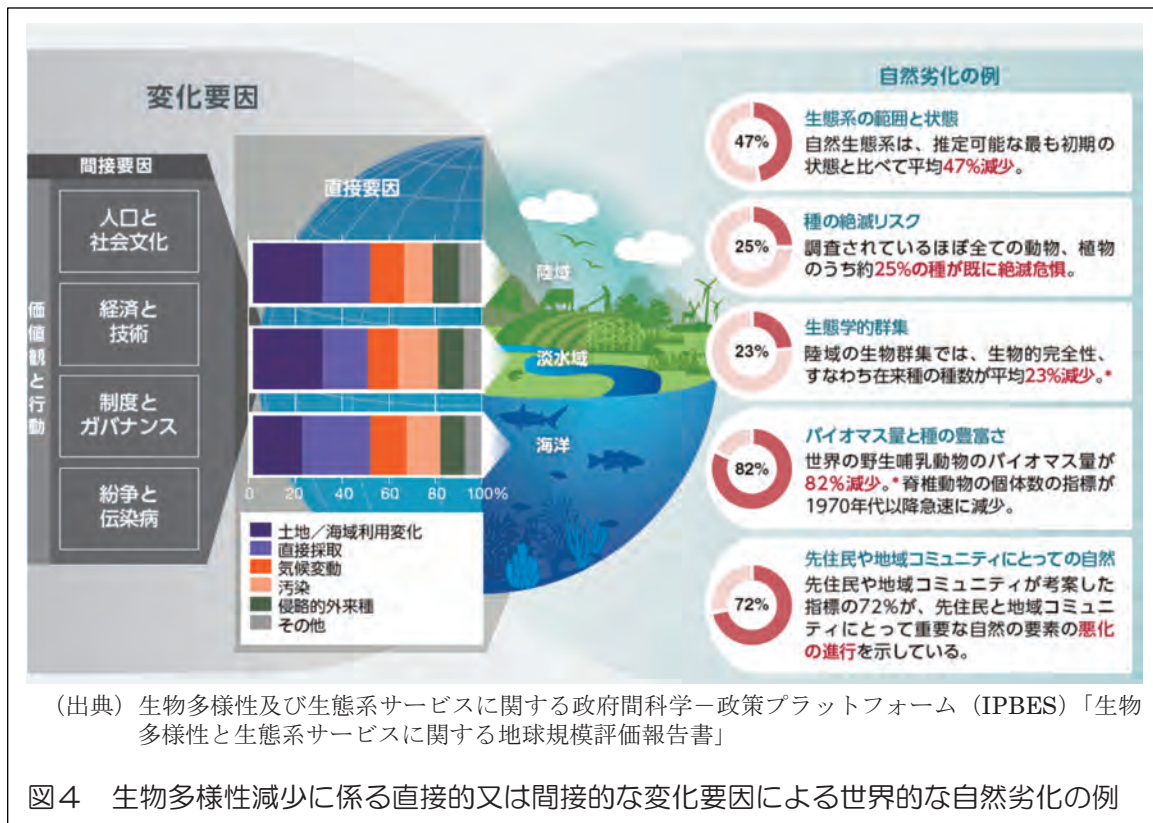
今後の自動車の電動化の進展、IoT (Internet of Things) \* 関連機器の拡大などに伴い、レアメタルやレアアースに対する需要が一層拡大するものと見込まれるが、生産国の資源権益確保のための戦略により、レアメタル等の確保についてのリスクが高まりつつあるとの指摘も従来から存在している。

### (3) 環境制約

人類の生存だけでなく、我々の良質な生活に不可欠な自然が損なわれ、自然による人類への寄与は世界的に悪化している。

生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム (IPBES: Intergovernmental science-policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services) \* の報告によると、生態系の範囲と状態を示す指標は、人の影響がない場合に比べて既に平均 47% 減少し、調査されているほぼ全ての動物、植物のうち約 25% の種が既に絶滅危惧の状況になっている (図 4 参照)。





また、天然資源の掘削や消費に伴い、世界中で温室効果ガスの排出、生物多様性や森林の減少に代表される環境影響が増大している。特に、気候変動の主要因である二酸化炭素の吸収源として重要な役割を果たすとともに、生物多様性に富む熱帯林については、近年、森林減少スピードが鈍化しつつあるものの、依然として減少が続いている。

表1 森林の種類別減少状況

種類	森林減少面積 (百万 ha/年)			
	1990-2000	2000-2010	2010-2015	2015-2020
寒帯・亜寒帯林	0.10	0.09	0.13	0.06
温帯林	0.49	0.54	0.53	0.31
亜熱帯林	1.44	1.35	0.88	0.50
熱帯林	13.8	13.2	10.3	9.3
合計	15.8	15.1	11.8	10.2

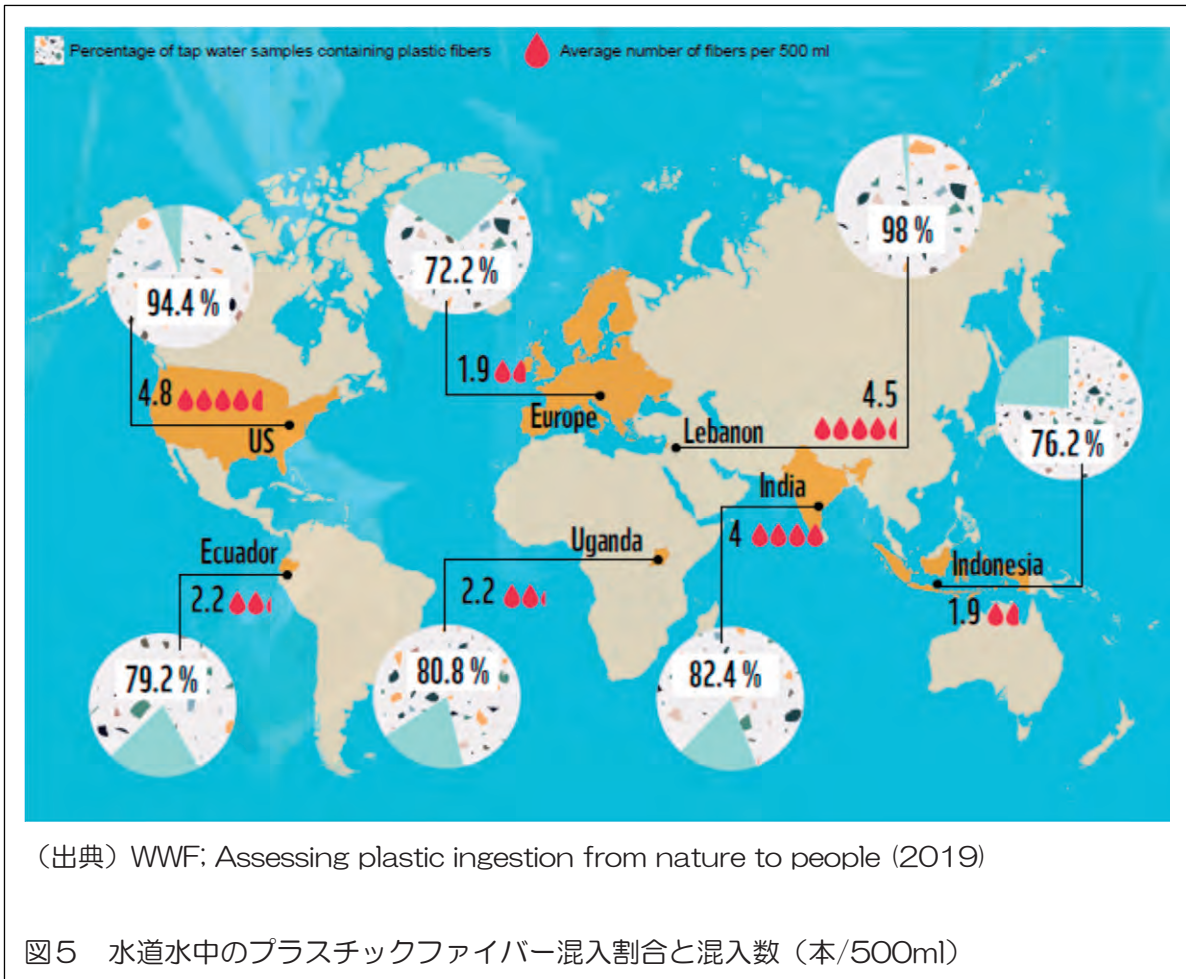
(出典) 国連食糧農業機関 (FAO) 資料を基に環境局作成

一方で、世界中で、多量の廃棄物が河川等を経由して海に流出しており、海岸の景観を損なうだけでなく、海洋生物や海洋生態系へも影響を及ぼしており、世界的な課題となっている。特に、マイクロプラスチック (5 mm以下) \*については、一旦海洋に流出すると処理が困難になるだけでなく、それに吸着した化学物質が食物連鎖中に取り込

まれ、生態系に影響を及ぼすことが懸念されている。

マイクロプラスチック汚染は世界中に広がっており、海外では水道水中からプラスチックファイバーが検出されるケースもあり（図5参照）、最近の研究では、我々人間は、飲食等を通じて、毎週約5gのプラスチックを体内に吸引しているとの報告<sup>\*</sup>もある。

※WWF; Assessing plastic ingestion from nature to people (2019)



## 2 持続可能な資源利用に関する世界の主な動き

### (1) 資源利用を巡る議論

世界では、製品を製造する段階だけでなく、資源の採取等の資源利用の流れの上流段階から、製品の運搬、消費、再利用、廃棄物処理までの包括的な対策（資源利用の流れをライフサイクル\*やサプライチェーンで捉える対策）を進め、資源の利用効率を高める政策の構築に向けた取組が開始されている。

また、近年、自然資本（natural capital）\*の考え方が注目され、森林、土壌、水、大気、生物資源など自然によって形成される資本に対する、サプライチェーンを通じた影響を回避していく取組が既に展開されている。

### (2) 国際的なトピックス

#### ア 資源効率性\*

2015（平成 27）年にドイツで開催された G7 サミットの首脳宣言において、資源効率性について言及された。G7 からの要請を受けた UNEP の国際資源パネルは、G7 に対して資源効率性に関する「Resource Efficiency: Potential and Economic Implications」を報告し、資源効率性を向上することの重要性について言及している。

#### 〈資源効率に関する評価報告書 政策決定者向け要約〉

##### ■ ヘッドラインメッセージ

協調行動による資源効率性向上のポテンシャルは著しく、経済及び環境に多大な便益をもたらす。

##### ■ 5 つのキーマッセージ

- i) 環境保護と開発を両立させる持続可能な開発目標（SDGs）を達成するためには、資源効率性の大幅な向上が不可欠である。
- ii) 気候変動目標をコスト効率良く達成するには、資源効率性の向上が不可欠である。
- iii) 資源効率性は経済成長と雇用創出の促進に貢献し得る。
- iv) 多くの分野において資源効率性を向上する機会が存在する。
- v) 資源効率性の向上は実際に達成可能である。

#### イ SDGs\*

2015（平成 27）年 9 月、国連において、あらゆる形態と側面の貧困を撲滅することが最大の地球規模の課題であるとの認識の下、人間、地球及び繁栄のための行動計画として「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、同アジェンダを達成するため、17 の持続可能な開発目標（SDGs）及び 169 のターゲットが掲げられた。

これらの目標及びターゲットは、統合され、かつ不可分のものとして、持続可能な三側面（経済、社会及び環境）を調和させるものとして設定されている。

〈持続可能な開発目標（SDGs）〉	
■目標 9	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
■目標 12	持続可能な生産消費形態を確保する
12.2	2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する
12.3	2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる
12.5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する
■目標 14	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
■目標 15	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

我が国でも、政府の「SDGs 推進本部」が 2016（平成 28）年に「SDGs 実施指針」を決定し、同指針を SDGs 達成のための中長期的国家戦略として位置付け、「パリ協定における 2℃目標及び 1.5℃努力目標を踏まえて、生物多様性・生態系の保全にも緊急性をもって取組みを強化していく」ことを表明している。その他、民間事業者や NGO・NPO 等においても多くの分野で実に様々な取組が実施されており、今後も取組の拡大が見込まれている。

このように、地球規模の課題に対して経済・社会・環境の三側面から統合的に取り組み、持続可能な社会の実現を目指す SDGs の意義は、近年ますます高まっている。

#### ウ 気候変動

2015（平成 27）年 12 月、気候変動に関する国際連合枠組条約締約国会議第 21 回会合（COP21）において、2020（令和 2）年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際的な枠組みとして「パリ協定」が採択された。

パリ協定では、長期的な目標として、世界全体の気温上昇を産業革命前と比べて 2℃未満に抑制するとともに、1.5℃までに制限する努力を継続することが掲げられた。

また、この目標を達成するためには、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成するための迅速な削減措置をとる必要があるとされた。

我が国では、2021（令和3）年4月、政府が2030（令和12）年までの温室効果ガスの削減目標を2013（平成25）年度に比べて46%削減することを目指し、経済と環境の好循環の下で力強い成長を志向することを表明するなど、ゼロエミッションに向けた動きが加速している。

#### エ 生物多様性

2019（令和元）年にパリの UNESCO 本部で開催された生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学－政策プラットフォーム（IPBES）第7回総会において、「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」が受理され、また、政策決定者向け要約が承認され、生物多様性の減少と生態系の劣化についての危機感を表明するなど、生物多様性の保全が世界的な優先課題として認識されている。

〈生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書 政策決定者向け要約〉

##### 【主要なメッセージ】

- a) 自然とその人々への重要な寄与（生物多様性と生態系の機能やサービスとも表現される）は、世界的に悪化している。
- b) 直接的、間接的な変化要因が過去50年で増大している。
- c) 自然の保全と持続可能な利用、および持続可能な社会の実現に向けた目標は、このままでは達成できない。2030年以降の目標の達成に向けて、経済、社会、政治、技術すべてにおける変革（transformative change）が求められる。
- d) 自然の保全、再生、持続可能な利用と世界的な社会目標は、社会変革に向けた緊急で協調した努力によって同時に達成することができる。

#### オ 循環経済

欧州を中心に、製品と資源の価値を可能な限り長く保全・維持し、廃棄物の発生を最小限にしつつ競争力のある経済を目指したサーキュラー・エコノミー\*を推進している。

このように、世界では、新たなビジネス機会を創出しつつ、生産から廃棄物管理までを包含した循環経済の枠組み構築に向けた様々な動きが活発化している。

### 3 東京の資源利用

#### (1) 経済構造の特徴

東京は、他の道府県と比較して第一次産業や第二次産業が少なく、都内で消費される農産物や漁獲物の多くは都外で採取され、また、都内で消費又は利用される食料品、製品等の多くは都外で製造されている。つまり、これら農産物等の採取や製品等の製造に伴い排出される温室効果ガスや廃棄物の多くは他県で排出されているということになる。

一方、都内には卸売業、小売業、飲食サービス業、不動産業などの第三次産業の割合が多い。産業大分類別の売上金額を見ると、情報通信業、卸売業・小売業、金融業・保険業、不動産業・物品賃貸業などの年間売上金額は全国の3割以上を占めており、合計で見ても全国の3割弱を占めている（図6参照）。

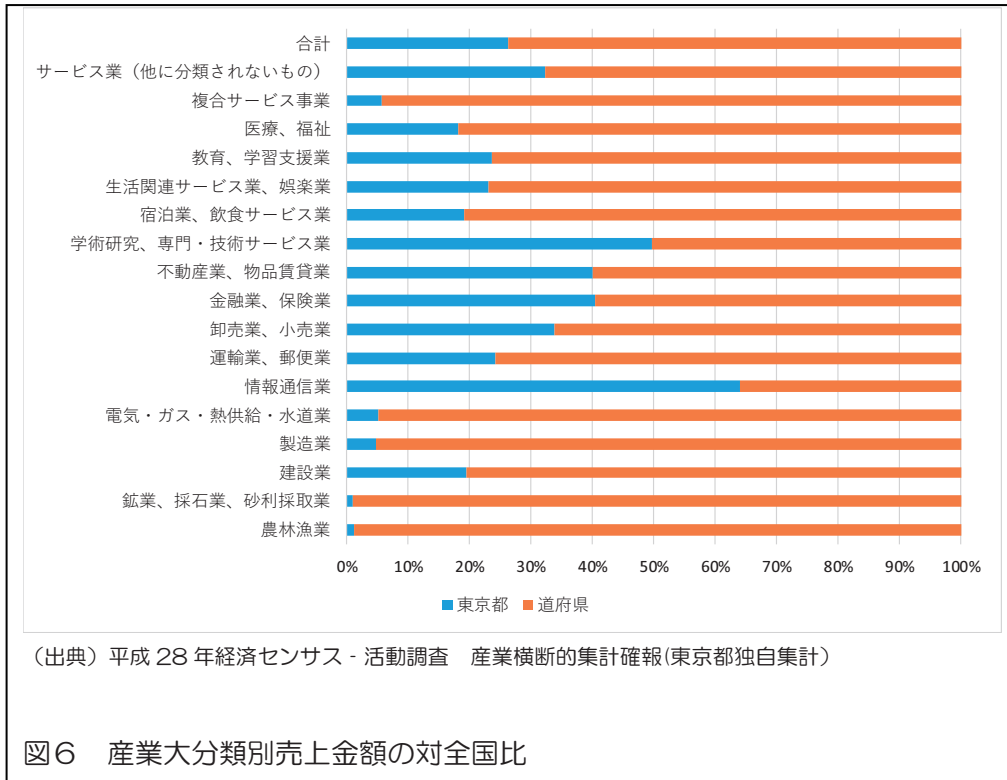
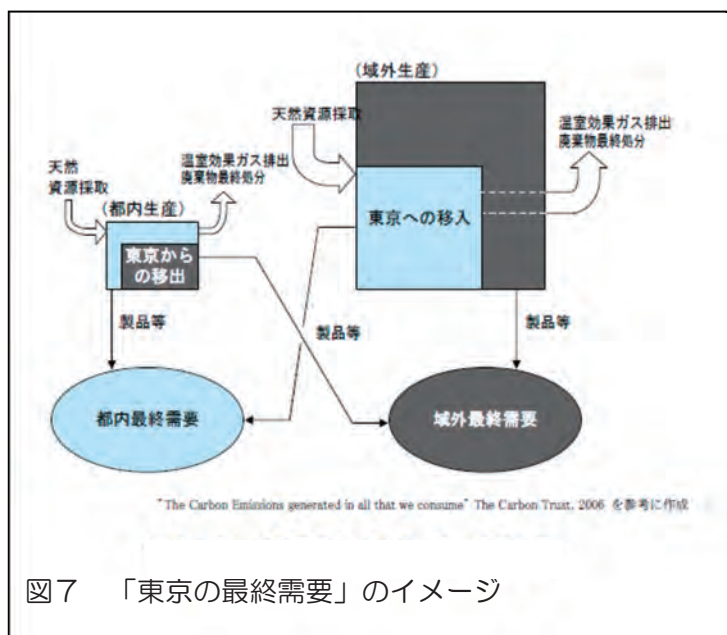


図6 産業大分類別売上金額の対全国比

(2) 大消費地からみた資源利用

東京の経済活動は他地域との移出入に依存しており、東京は、主に、財やサービスを消費することを通じて、域内及び域外の経済の活性化に貢献するとともに、メーカーやサービス提供者に対して、環境配慮や持続可能性に取り組むように促し得る立場にある（図7参照）。したがって、東京の資源利用の在り方を検討するに当たっては、都内で消費する財やサービス等のサプライチェーンの上流にまで遡



って環境負荷等を評価するとともに、大消費地としても、財やサービスの提供者に対して影響力を行使し得ることに十分留意する必要がある。

#### 4 東京の将来動向

##### (1) 将来人口

東京の人口は 2025（令和 7）年に 1,417 万人でピークとなり、その後は減少に向かうと予測されている（図 8 参照）。人口構成は、年少人口（15 歳未満）及び生産年齢人口（15-64 歳）\*は減少する一方で、老年人口（65 歳以上）が増加すること予測されている。老年人口（65 歳以上）が増加することで、在宅医療廃棄物の増加及びごみ排出困難者の増加が想定される。

また、生産年齢人口の減少により労働の担い手が不足していくことが確実視されており、労働集約型の産業である静脈分野においては、社会基盤としての廃棄物処理・リサイクルシステムの維持・運営に支障を来すおそれがある。

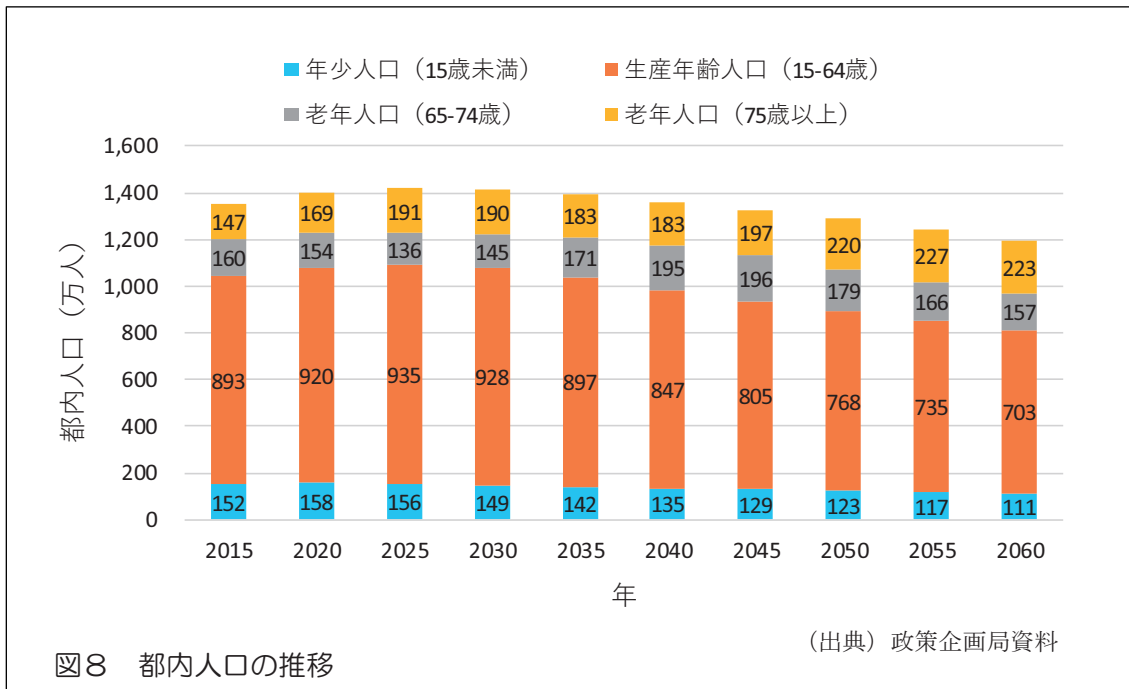


図8 都内人口の推移

東京の世帯数は 2035（令和 17）年に 724 万世帯でピークとなり、その後は減少に向かうと予測されている（図 9 参照）。2040（令和 22）年には全世帯の半分が一人暮らし（単独世帯）となる。それ以降、一人暮らし全体の割合は横ばいであるが、老人の一人暮らしが増加していくと予想されている。一人暮らしの老人が増加することで、ふれあい収集\*の需要が高まるほか、遺品整理を巡る問題がより顕在化するおそれがある。

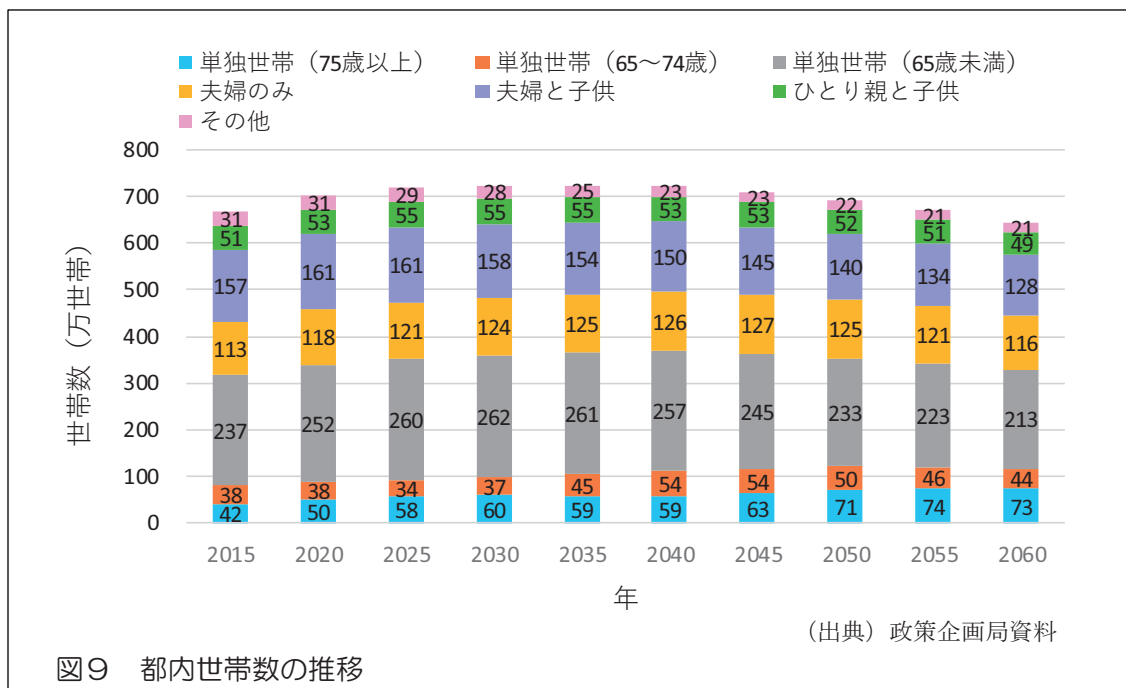


図9 都内世帯数の推移

## (2) 都市活動

2021（令和3）年の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、競技施設や選手村などが建設され、また、中央リニア新幹線も着工されている。中央リニア新幹線の工事は途上であるが、同大会の関連施設は既にしゅん工しているため、これら新たな建設工事に伴う建設廃棄物の排出量は落ち着くものと考えられる。

ただし、1970年代前半（昭和40年代後半）にしゅん工した建築物の建替時期、1980年代後半から1990年代前半（昭和60年代から平成初め）にしゅん工した建築物の改修時期が到来するとともに、首都高速道路や水道・下水道などの都市インフラの更新時期が到来するため、今後も建設廃棄物の排出量が高い水準で推移することが想定される（図10参照）。

現在、建設廃棄物の再資源化率は高いものの、その需要を確保することは容易ではなく、建設泥土改良土の新たな需要先の拡大も含め、リサイクルの促進に取り組む必要がある。



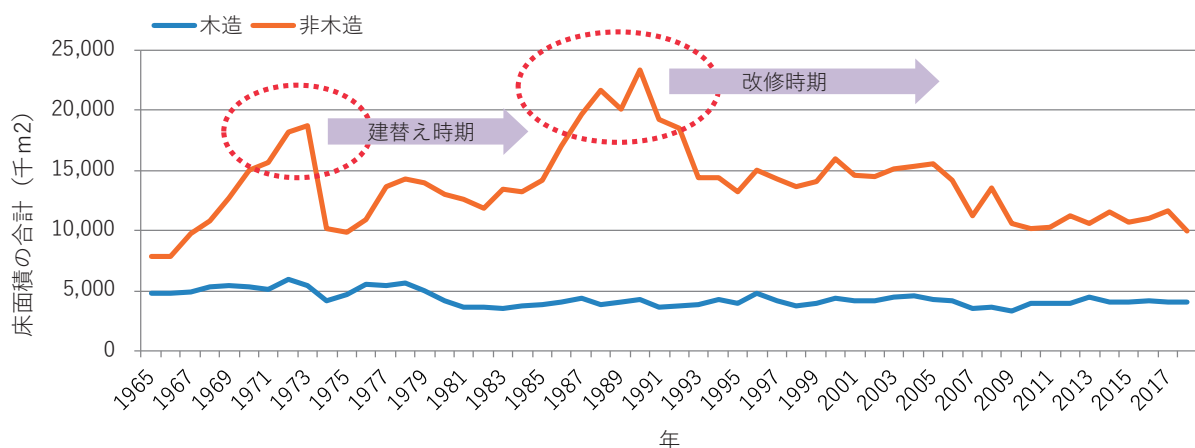


図10 着工建築物床面積の推移

(出典) 建築統計年報より環境局作成

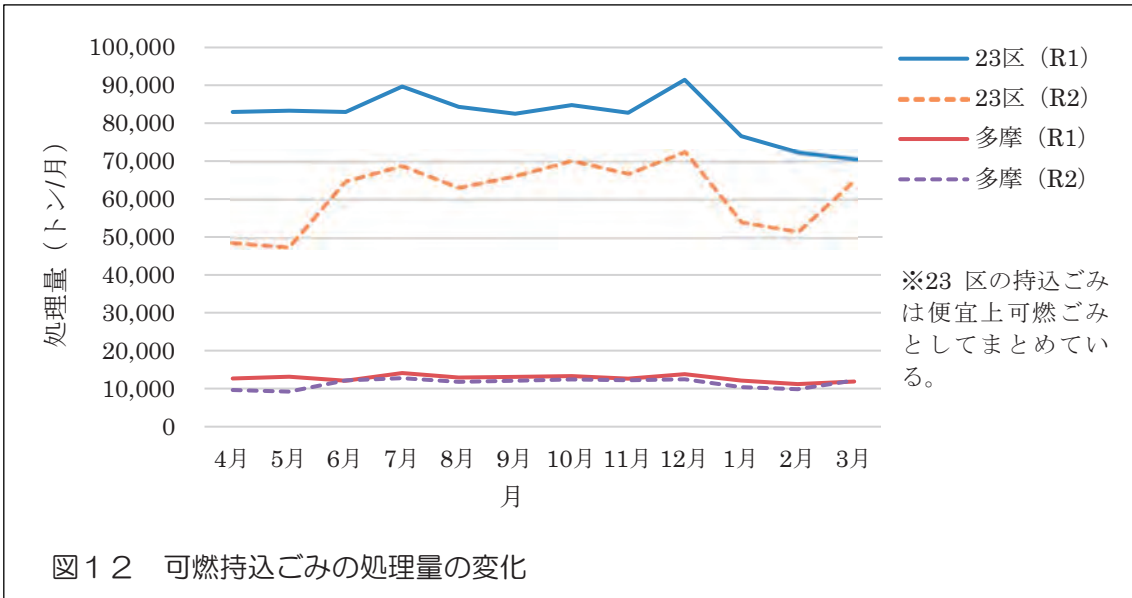
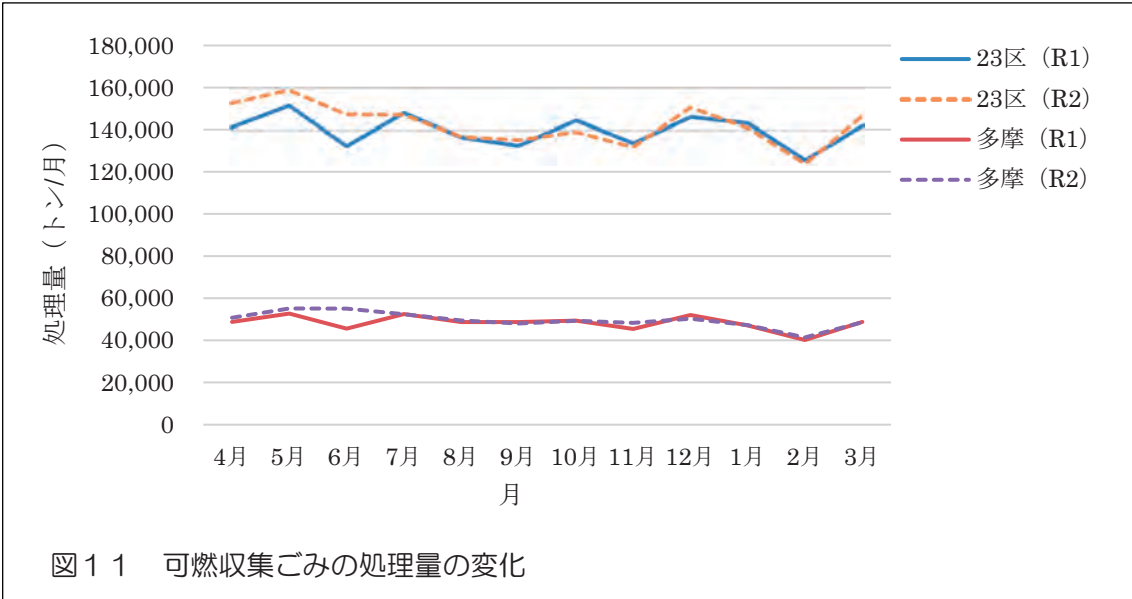
### (3) 「新しい日常」\*への移行

2019(令和元)年12月に中国で最初に確認されて以降、世界的な感染拡大を見せている新型コロナウイルス感染症は、全世界に極めて甚大な影響を及ぼしている。人々の生命だけでなく「普通の日常」をも奪い去った。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う社会活動や経済活動の自粛、抑制は、ビジネスシーンにおいては多くの産業に経済的な打撃を与え、事業活動の在り方の変革を迫っている。

また、いわゆる「巣ごもり」の増加に伴い、人々に生活スタイルの転換を強いている。これまでの業務の進め方や生活様式を見直し、「新しい日常」をベースにした新たなスタイルへの転換が急速に進んでいる。

資源循環の観点では、テレワークの普及、会議のWEB化促進に伴い、持込ごみ(主に事業所から排出される廃棄物)が減少傾向であるのに対して、家庭ごみについては、EC市場の拡大に伴い、商品運搬用の箱や容器などの可燃ごみが増加するなど廃棄物の排出パターンにも変化がみられる(図11、図12参照)。この傾向は、今後も続くものと見込まれているため、廃棄物処理・リサイクルシステムをこれら社会の変化に対応させる必要がある。



(4) その他の課題

近年、大型の台風が立て続けに上陸し、首都圏にも風水害を引き起こした。また、首都直下地震は、今後の30年間で70%の確率で発生するとも言われている。

大規模災害の発生に備え、東京都（以下「都」という。）では、2017（平成29）年6月に東京都災害廃棄物処理計画を策定し、順次、体制整備を進めてはいるが、関係する規程類の整備をはじめ、職員の訓練、都内の区市町村や関係業界との連携などを更に充実させる必要がある。

## 第2章 計画策定の基本的な考え方

### 1 目指す方向性

#### (1) 考え方

新たな東京都資源循環・廃棄物処理計画（以下「本計画」という。）の策定に際し、これからの東京の資源循環や廃棄物処理の方向性について、まず、基本的な考え方を次に示す。

- i) 資源利用や環境を巡る国内外の議論や動向を押さえ、かつ、東京の資源循環や廃棄物処理の仕組みが直面している課題に対処していく。
- ii) 都民や社会のニーズに柔軟に対応できるよう、それらの仕組みの更なるレベルアップを図る。
- iii) そのため、本計画においては、2030（令和12）年度のあるべき姿を視野に入れつつ、本計画の終期である2025（令和7）年度の目標を示すとともに、目標の達成に向けた具体的な施策を提示することとする。
- iv) SDGs や脱炭素のような分野を超えた取組が必要な課題についても、バックキャストによる目標設定や施策の具体化手法も含め、より上位の計画及び関連する計画・プログラムとの整合を図っていく。

#### (2) 2030（令和12）年度のあるべき姿

第1章でも述べたように、社会の維持及び我々の生活に必須となる資源を巡っては、今後、地球規模において、資源制約や環境制約がより一層厳しくなると見込まれている。また、超高齢化や生産年齢人口の減少等に伴い、社会構造が変化するとともに、資源循環に対する社会のニーズがますます多様化し、その要求レベルが一層高まっている。加えて、新型コロナウイルス感染症対策としての「新しい日常」への適応や、2050（令和32）年のCO<sub>2</sub>排出実質ゼロに向け、「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」で掲げる“2030・カーボンハーフスタイル”の実現など、新たな社会的課題への的確な対応も求められている。

このような状況にあっても、東京が大都市としての活力を維持し、社会を発展させるため、持続可能な形で資源を利用する社会の構築を目指すとともに、社会的なコストや環境負荷を踏まえた上で社会基盤としての廃棄物・リサイクルシステムの強化を目指していく。

## 2 三本の柱

### (1) 持続可能な資源利用の実現

地球規模での資源制約や環境制約が進む中、東京のような大都市が経済的な活力を維持し、社会を発展させていくため、まずは、天然資源の消費量を削減し、資源の採取から消費に係る環境負荷を低減するとともに、資源を巡る様々な社会問題の解決に貢献する。

その上で、原材料の効率的な利用や製品の長期的な利用を図るとともに、発生した循環資源や廃棄物については、従来どおり循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）で掲げている原則にのっとり、3R (Reduce、Reuse、Recycle) の徹底を図る。

### (2) 廃棄物処理システムのレベルアップ

超高齢社会の到来及び生産年齢人口の減少により、社会のあらゆる分野において、従来からある仕組みの大胆な変革が迫られている。

このような社会構造の変革時においても廃棄物・リサイクルの仕組みを維持するため、ごみ排出時におけるサポートから、デジタル化の促進等による廃棄物処理の業務・処理プロセスの高度化・効率化まで、あらゆる場面、プロセスでの改善を促進することで、社会システムとしての強化を図る。

### (3) 社会的課題への果敢なチャレンジ

コロナ禍や大規模災害時においても、社会的基盤である廃棄物処理システムは維持しなければならない。そのため、未曾有の危機が発生しても廃棄物処理体制を確実に維持するための方策を講ずる。

加えて、2050（令和 32）年の CO<sub>2</sub> 排出実質ゼロは人類共通の最大の課題であり、その解決は責務である。そのため、廃棄物分野においても、CO<sub>2</sub> 排出実質ゼロに貢献する。

## 第3章 指標及び計画目標

### 1 指標

#### (1) 考え方

第2章で示した2030(令和12)年度のあるべき姿に向け、第4章に示すような施策を展開していかなければならないが、廃棄物に係る施策の取組の進捗状況及び資源効率性の達成状況を定量的に把握するため、指標を設定することとする。

なお、本計画は東京の資源循環及び廃棄物処理に係る政策の方向性及び具体的な施策を示すとともに、計画終期及びメルクマールとして設定した時期までに達成すべきレベルを総括的に示すことを目的とするものであり、個別の施策の進捗管理を目的とするものではない。そのため、関連データの取得及び推計の容易性を勘案しつつ、施策の全般の進捗を測ることができるものを指標として考えることとする。

#### (2) 指標の種類

上記の考え方を踏まえ、第2章で三本の柱として掲げた政策分野に関連する指標を整理したものを表2に示す。資源効率性を測るための指標のうち、資源生産性、一人当たりの天然資源投入量、入口側の循環利用率及び出口側の循環利用率については、今回、新たな試みであるため、参考値として設定することとし、今後、数値として安定性、適切性等を検証していくものとする。

表2 指標

三本の柱	性格	指標
①持続可能な資源利用の実現	資源効率性を測るための指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物*排出量</li> <li>・プラスチック焼却量</li> <li>・食品ロス発生量</li> <li>・一般廃棄物再生利用率</li> <li>・最終処分量</li> <li>・資源生産性</li> <li>・一人当たりの天然資源投入量</li> <li>・入口側の循環利用率</li> <li>・出口側の循環利用率</li> </ul>
②廃棄物処理システムのレベルアップ	廃棄物行政の取組の進捗を測るための指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物排出量（再掲）</li> <li>・一般廃棄物再生利用率（再掲）</li> <li>・最終処分量（再掲）</li> <li>・電子マニフェスト普及率</li> <li>・第三者評価事業者への産廃処理の委託割合</li> <li>・PCB 処理量</li> <li>・域内の不法投棄件数</li> </ul>
③社会的課題への果敢なチャレンジ	社会的課題への取組の状況を測るための指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区市町村災害廃棄物処理計画策定率</li> <li>・一般廃棄物処理に伴う二酸化炭素排出量</li> </ul>

## 2 計画目標の設定

### (1) 将来推計

本計画は、廃棄物処理法第5条の5の規定に基づき策定する法定計画として位置付けられる。

廃棄物処理法上、廃棄物処理計画には廃棄物の発生量や処理量の見込み、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項を定める必要があるため、2025（令和7）年度及び2030（令和12）年度における都内の廃棄物について、排出量、再生利用量及び最終処分量を推計することとした。なお、将来推計を行うに当たり、都が既に策定している「プラスチック削減プログラム」や「食品ロス削減推進計画」、区市町村及び一部事務組合（以下「区市町村等」という。）が定める基本計画で定めている施策のほか、デジタルトランスフォーメーション（DX）\*の進展や処理技術の動向等を勘案し、現行の対策を強化したケースを想定している（表3参照）。

このような条件を考慮に入れて推計した結果を表4に示す。

表3 将来推計に当たり設定した施策効果一覧

施策内容	排出量	リサイクル量	最終処分量
プラスチック対策	【2030年度】 ・ワンウェイプラを累積で25%削減	【2030年度】 ・プラ焼却量40%削減した分の一部をリサイクルへ転換	—
食品ロス削減	【2030年度】 ・家庭系：82千トン削減 ・事業系：299千トン削減	—	—
紙類対策	【2025年度】 ・事業系の紙類を7%削減し、それ以降も継続	【2030年度】 ・可燃ごみ中の紙類の10%をリサイクルへ転換	—
	※プラから紙への素材転換は、転換率が不明なため考慮せず		
焼却灰の資源化	—	【2025年度】 ・23区：116千トン増加 【2030年度】 ・23区：148千トン増加	【2025年度】 ・23区：116千トン削減 【2030年度】 ・23区：148千トン削減
	※多摩地域の25市1町の焼却灰資源化は2006年から実施しているため、前提として織り込み済み		
建設リサイクル推進	—	【2030年度】 ・木くず：6.6%向上 ・建設混廃：6.4%向上 ・ガラ・陶：2.7%向上 ・がれき類：0.9%向上 ・金属くず：0.4%向上	【2030年度】 ・リサイクル増加分を削減（ただし、木くずは実際に埋立処分されていないため、木くず分を除く。）

表4 将来推計量のまとめ

区分		2018（平成30）年度 （実績）	2025（令和7）年度 （推計）	2030（令和12）年度 （推計）
一般 廃 棄 物	排出量	441万トン	439万トン	414万トン
	再生利用量	101万トン 再生利用率 22.8%	137万トン 再生利用率 31.2%	154万トン 再生利用率 37.1%
	最終処分量	31万トン	23万トン	19万トン
産 業 廃 棄 物	排出量	2,656万トン	2,760万トン	2,786万トン
	再生利用量	879万トン 再生利用率 33.1%	923万トン 再生利用率 33.4%	1,014万トン 再生利用率 36.4%
	最終処分量	66万トン	59万トン	58万トン
最終処分量合計		96万トン 最終処分率 3.1%	82万トン 最終処分率 2.6%	77万トン 最終処分率 2.4%

(2) 計画目標

表2で掲げた指標のうち、廃棄物処理法で規定する基本的事項を踏まえ、計画目標として、一般廃棄物排出量、一般廃棄物再生利用率及び最終処分量を選定する。また、関連計画で定めているプラスチック焼却削減量、食品ロス削減量及び区市町村の災害廃棄物処理計画策定率も選定することとする。

なお、将来推計の結果を踏まえ、表5のとおり2025（令和7）年度及び2030（令和12）年度の目標値を設定する。

表5 新たな計画目標

計画目標	2025（令和7）年度	2030（令和12）年度
<b>【資源ロスの削減】</b>		
①一般廃棄物排出量	440万トン	410万トン
②プラスチック焼却削減量（2017年度比）	—	40%
③食品ロス削減量	—	38万トン
<b>【循環的利用の推進と最終処分量の削減】</b>		
④一般廃棄物再生利用率	31%	37%
⑤最終処分量	82万トン	77万トン
<b>【災害廃棄物の処理体制の構築】</b>		
⑥区市町村災害廃棄物処理計画策定率	100%	—

※プラスチック焼却削減量及び食品ロス削減量については、2025（令和7）年度の目標を設定しないが、2030（令和12）年度の目標達成に向けた確認を適宜行う。



## 第4章 主な施策

### 施策1 資源ロスの更なる削減

#### 資源ロス削減の促進

今後、地球規模での資源制約や環境制約がますます厳しくなる中で、持続可能な資源利用を達成するためには、家庭や事業者が様々な効用を得るために消費している多種多様な製品や原材料（以下「製品等」という。）について、廃棄物の発生抑制（Reduce）の観点から、まずはその必要性を十分検討してから製品等を購入するとともに、それらが不要となった際には、まだ使えるものについては、再使用（Reuse）の促進などにより廃棄量を大幅に削減しなければならない。また、技術的かつ経済的に、より環境負荷の少ない手段を採り得る場合には、その代替手段を推進していくことが求められる。

資源ロスを削減するため、次の施策に取り組む必要がある。

#### （1）プラスチック及び食品ロス\*に係る施策の推進（重点）

##### ア プラスチックの資源循環

2019（令和元）年12月に策定した「プラスチック削減プログラム」や、令和3年6月に公布されたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号。以下「プラスチック資源循環促進法」という。）に基づき、使い捨てプラスチック製品の使用削減、過剰包装削減などの他、これまで使い捨てていたプラスチック製品のリユース促進など、廃棄物にしない取組を進める必要がある。

そのため、都は、消費者やメーカー等と連携し、プラスチックの持続可能な利用に向けた施策を推進する。

##### イ 食品ロスの削減

2021（令和3）年3月に策定した「食品ロス削減推進計画」に基づき、賞味期限・消費期限の正しい理解、食べ残しの削減、行動変容などを進める必要がある。

そのため、都は、消費者及び食品メーカー、卸売・小売事業者等の事業者と連携し、食品ロス削減に向けた施策を推進する。

## (2) 廃棄物の発生抑制

### ア 家庭ごみの発生抑制

家庭ごみの発生抑制を進めるためには、家庭ごみの有料化\*が効果的である。多摩地域の多くの市町村では既にその効果が認められていることから、家庭ごみの有料化について、区部や島しょ地域においてもその導入を検討する必要がある。一方、既に家庭ごみを有料化している多摩地域の市町村については、料金の適正化等を含めた家庭ごみの更なる排出抑制について検討することが望まれる。

そのため、都は、様々な場面を通じて、家庭ごみ有料化の効果、課題などについて区市町村と情報共有を行い、必要に応じて区市町村を誘導するとともに、都民の理解と協力を得られるよう、関連情報を積極的に発信していく。また、家庭ごみの発生抑制には、その排出主体である都民の理解が不可欠であるため、区市町村やNPOと連携して家庭ごみ発生抑制の意義や必要性のほか、地域の実情に応じた普及啓発を行うよう努めていく。

### イ 事業系ごみの発生抑制

事業系ごみ（事業者が排出する一般廃棄物をいう。）の発生抑制を促進するためには、排出事業者に対して、経済的手法や誘導的手法などを含め、発生抑制に向けた多様なアプローチを図ることが有効である。

そのため、都は、区市町村等に対して、自らが保有する処理施設での受入料金の適正化や排出事業者責任の強化などの検討も含め、排出事業者が自らの廃棄物の排出を抑制する方策についての検討を促していく。

### ウ オフィス等からの紙類の排出削減

都内に多数存在するオフィスや商業施設（以下「オフィス等」という。）からは、書類、新聞、雑誌（以下「書類等」という。）が多く排出される。資源ロス削減の観点からは、今後、様々な場面での事務手続の電子化の推進が見込まれる中で、オフィス等における書類等の削減が可能である。

そのため、都及び区市町村は、オフィス等に対して事務手続の電子化などを働きかけることにより書類等の排出削減を促していく。

## 施策 2 廃棄物の循環利用の更なる促進

### 1 廃棄物の循環利用の更なる促進

持続可能な資源利用を考える際、前述の資源ロス削減などに努めることにより、使えないものについては同一製品又は他の製品の原材料として再生使用（Recycle）を誘導し、廃棄物の循環利用を従来以上に推し進める必要がある。

廃棄物の循環利用を進めるに当たり、廃棄物・リサイクルの進捗を把握するための関連データを整備しつつ、次の施策に取り組む必要がある。

#### (1) 家庭系プラスチックごみの循環利用促進〈重点〉

##### ア プラスチック製容器包装等のリサイクル

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）に基づく家庭から排出されるプラスチック製の容器包装ごみのリサイクルを強力に推進するとともに、プラスチック資源循環促進法に基づき、使用済みプラスチック製品のリサイクルを促進する必要がある。また、プラスチック資源循環促進法に基づく新たな制度の実効性を高めるためには、住民の理解と協力が不可欠である

そのため、都は、区市町村に対して、同制度の意義と効果を住民に分かりやすく説明するよう促すとともに、都は分別収集を担う区市町村に対して、必要に応じて技術的支援等を行う。

##### イ 水平リサイクルの仕組み構築

プラスチックには多種多様なものがあり、そのリサイクルにも多くの手法があるが、プラスチックのライフサイクルで見た場合の環境負荷を低減するためには、元の製品と同等の製品の原材料に戻す「水平リサイクル」を目指すべきである。プラスチックの水平リサイクルを実現するためには、技術的な課題だけでなく、分別区分の設定、廃棄物処理法の運用などの社会制度上の課題も多い。

そのため、都は、リサイクル事業者、メーカー、小売業者などと連携し、実効的な仕組みを構築するよう努める。

#### (2) 事業者による循環利用促進〈重点〉

##### ア 事業者の自主的な取組の促進

事業者が過去に製造又は販売した製品等をリサイクルする場合や古繊維等の専ら再生利用を目的とするものをリサイクルする場合に、当該事業者が店頭回収などの仕組みを容易に構築できるよう、都は、法令等の柔軟な適用、再生利用指定その他の規制緩和措置を活用するなどの支援を行っていく。

##### イ 再利用計画書の活用等

オフィス等から排出される廃棄物のリサイクルを進めるため、区市町村が大規模

建築物の所有者等に届出を義務付けている再利用計画書を活用するとともに、一般廃棄物に係る指導権限を有する区市町村と、産業廃棄物\*に係る指導権限を有する都が、共同でオフィス等に対して助言を行うことなどにより、オフィス等から排出される廃棄物の発生抑制やリユース・リサイクルを推進する。この際、オフィス町内会などを通じてリサイクルする仕組みができていく地域では、この仕組みを積極的に活用していく。

また、事業所や工場等から排出される廃棄物の量を計量器で計測し、従業員等にその情報をフィードバック（見える化）することで、従業員等の廃棄物に関する意識が向上することが見込めるため、廃棄物量の見える化の方策について検討する。

#### ウ リサイクルルートの拡大

技術的に確立されているにもかかわらずリサイクルルートがないために焼却や埋め立て処分されている廃棄物について、都は、消費者の理解と協力の下、持続可能な資源利用の観点だけでなく、最終処分場の延命化を図る観点からも、これらのリサイクルルートの拡大を図っていく。具体的には、区市町村の清掃工場から排出される焼却灰のセメント原料化、雑紙の紙製品原料化や固形燃料化、紙おむつのパルプ原料化や固形燃料化がある。また、既に要素技術の開発などが進んでいる太陽光パネルについても、高度循環の仕組みの構築を目指していく。

### (3) 再生品の利用促進

排出量が多い建設廃棄物について、その最終処分量を更に削減する必要がある。

そのため、都は、建設工事の元請業者等に対して、工事現場での分別徹底を促し、リサイクル困難な建設混合廃棄物の排出削減を図る。

また、再生砕石\*や再生骨材コンクリート\*等を率先利用し、その利用拡大を図るとともに、現在、建設資材や原材料としての需要が低い建設泥土改良土についても、リサイクルの優先順位付けや現場内での優先利用を制度面から支援し、その利用促進を図っていく。

## 2 資源ライフサイクルにおける環境負荷、その社会への影響などの反映

資源の持続可能性を考える場合、製品等のリサイクルや廃棄における環境負荷だけでなく、それら製品等を作るまでの環境負荷をも考える必要がある。そのため、資源の持続可能性のレベルの向上を図るためには、財やサービスを生み出す者及び消費する者が、資源の採取からリサイクルや廃棄に至るまでのライフサイクルでの環境負荷の低減を意識しつつ、行動に移すことが求められる。とりわけ、消費者の理解及び協力が重要である。

したがって、生産者、販売者、消費者などのステークホルダーの環境負荷低減に向けた行動を促すため、次の施策に取り組む必要がある。

#### (1) 製品等のより良い使い方に向けた取組促進

我が国でも、容器包装リサイクル法や特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）にみられるように、製品等が廃棄された後も生産者や販売者が一定の責任を負うという「拡大生産者責任（Extended Producer Responsibility）」の考え方が普及してきたが、生産者や販売者の行動に十分浸透していない。資源のライフサイクルにおける環境負荷を低減するためには、メーカーが環境に配慮した製品設計、製品の長寿命化、製品スペックの適正化、より環境負荷が少ない原材料への転換などを実施する必要がある。

そのため、都はメーカー等がそれらの取組に率先して取り組めるような環境整備を進めていく。

#### (2) 環境に配慮した製品の選択

生産者が拡大生産者責任に基づいた取組を実施し、環境に配慮した製品を生産したとしても、消費者がそのことを知り、その製品を選択できるようにならなければ意味はない。

そのため、都は、多くの都民が環境に配慮した製品等を選択できるよう、生産者の取組やその製品等について情報提供する仕組みを検討する。また、第三者が認証するタイプ I 環境ラベル ISO\*14024 を取得した製品等の普及啓発や東京都グリーン購入ガイドの拡充を行うとともに、環境に配慮した製品及びサービスの新たな創出を促す施策も併せて検討する。

#### (3) 消費者の行動変容の促進

消費者は、製品等を購入する主体であり、かつ、製造者や販売業者等の事業戦略にも多大な影響を及ぼし得る存在である。

そのため、都は、消費者に対する普及啓発を行うだけでなく、消費者が一度体験することで、次回からは自主的に行動できるような仕組みを組み込むなど、消費者が環境問題に取り組むことへのモチベーションを持てるような仕組みを検討する。

#### (4) 海ごみ\*対策の推進

海の生態系への脅威となることが危惧されている海洋へのプラスチックごみの流出を防止するため、ごみのポイ捨て防止に向けた取組を強化する必要がある。

そのため、都は、東京の海ごみ問題を都民に広く啓発し、海ごみや河川ごみの清掃活動への参加につなげるとともに、海ごみやマイクロプラスチックの実態を把握するためのモニタリング調査を継続していく。

また、海ごみ対策は、海に流入する前の段階、つまり河川ごみに対して適切に対応することが重要であるため、東京湾に流入する河川流域の自治体、住民、NPO、企業等のマルチステークホルダーと連携し、海ごみ対策に向けた検討を行う。

### 施策3 廃棄物処理システムの強化

#### 1 超高齢社会の到来や人口の減少等に伴う社会構造の変化への対応

体力や認知機能の衰えなどによりごみ出しが困難となる高齢者や、言語や生活習慣が異なる外国人の増加が見込まれるため、これらの人々に適切なごみ出しが可能となるよう何らかのサポートが必要である。また、リサイクルや廃棄物処理の主な担い手である生産年齢人口が2025（令和7）年以降減少していくことが見込まれるなど社会の構造が変化していく中で、個々の処理業者等の事業を維持発展させていく必要がある。

これら社会構造の変化に対応するため、次の施策に取り組む必要がある。

##### (1) 適切なごみ出し支援

###### ア ごみ出し支援等

今後増加すると見込まれる一人暮らしの高齢者のごみ出しをサポートするため、都は、既に一部地域で行われている個別収集や、福祉部門と連携したふれあい収集などの普及拡大について、区市町村に対して検討を促していく。

また、区市町村は、一人暮らしの高齢者宅の遺品整理について、廃棄物処理法上の取扱いを整理するとともに、一時的に大量の不用品や粗大ごみが排出されることが想定されることから、受入れ態勢についても検討することが望ましい。

###### イ 外国人等の理解促進

区市町村やごみ箱を設置する施設の管理者などは、言語だけでなく生活習慣も異なる外国人等が適切にごみを出せるよう、ごみ出しに係る普及啓発資料を多言語で表記するなど、外国人等が容易に理解できるよう取組の推進に努める。

なお、表記可能な言語数に限界があるため、ごみ箱への表記などについては、言語に頼らないピクトグラム表記等についても検討することが望ましい。

##### (2) 事務処理に係る業務等の効率化（新規）

我が国の生産年齢人口の減少に伴い都内でリサイクルや廃棄物処理に従事する人も減少することが見込まれる。このような状況の中で、個々の処理業者等がその事業を維持し発展させていくためには、まずは、処理業者等自らが業務等の効率化を一層進める必要がある。

そのため、都は、排出事業者や処理業者等に対して、産業廃棄物処理の委託における電子マニフェストの利用を推進するとともに、リサイクルや廃棄物処理に関わる契約その他の事務手続の電子化、ICT（Information and Communication Technology）やRPA（Robotic Process Automation）\*などの活用による事務作業の効率化を促す施策を検討する。

また、多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書及び実施状況報告書については、2020（令和2）年4月から既に電子申請システムを用いた届出が実施されているが、今後、

国や都で進めている DX の一端として、法令等に基づく行政への報告や許可申請などについても、都は国と連携し、積極的に電子化を図る。

### (3) 社会構造の変化に柔軟に対応できるような処理体制の構築〈新規・重点〉

#### ア 一般廃棄物処理に係る規制の柔軟な運用

社会構造が大きく変化している中で、一定のパフォーマンスを維持するためには、限られた人的・物的資源を効果的に運用できる仕組みが必要である。一般廃棄物収集運搬業の許可は、歴史的な経緯から 23 区では一体的な運用がなされているものの、多摩地域では許可を得た当該市町村の地域内では業務が行えない。例えば、大量のせん定枝や特殊な技術を要する薬品などについて、排出場所を管轄する市町村の施設で処理できない場合は、他の地域に運搬することが必要になるが、現状では搬出先の許可の取得が難しく、当該廃棄物を搬出できないといった事例がある。

そのため、都は、区市町村等と連携して、当該地域を越えて搬出する場合でも、円滑に運搬できる仕組みを検討する。

#### イ 事業系廃棄物処理の効率化

オフィスや商業施設から排出される廃棄物（事業系廃棄物）の処理を処理業者に委託する場合、排出事業者責任を明確にするため、基本的にはテナントが排出事業者となっているが、一つの建物に複数の収集運搬業者が出入りするといった非効率が生じている。また、地域で見ても、狭いエリアに複数の収集運搬業者が出入りするといったことがある。

そのため、都は、廃棄物処理業者間で連携した収集運搬などを促進することにより、廃棄物業界全体での効率化を目指していく。

## 2 廃棄物処理システムの強靱化及び高度化

我が国のリサイクル及び廃棄物処理は、廃棄物処理法や各種リサイクル法により構築された制度の下で適正化され、かつ、促進されてきた。しかし、いまだに不適正処理が後を絶たず、また、廃棄物処理業者や廃棄物処理施設に対する社会の信頼が十分に得られているとは言い難い状況の中で、リサイクル及び廃棄物処理に係る事業者が有する能力のポテンシャルを十分に発揮できていない。さらには、今後リサイクルを加速させるためには、処理後物の品質管理が求められてくる。

したがって、世間からの信頼を得た形で廃棄物処理をより一層適正化し、リサイクルを促進するため、リサイクル及び廃棄物処理のシステムとしての強靱化及び高度化を図る必要がある。

## (1) 個々の処理業者等のポテンシャル向上

### ア 処理業者等の処理能力の向上

社会基盤としての廃棄物処理システム全体を強化するためには、まずは個々のリサイクル業者及び廃棄物処理業者が、排出事業者のリサイクル・廃棄物処理に係るニーズをくみ取り、適正・確実な処理を実施しつつ、環境負荷低減に向けた取組を行うなど、処理能力の向上に努める必要がある。

そのため、都は、処理業者等を対象とした講習会等を開催し、リサイクル・廃棄物処理業務へ従事する者の育成を図るとともに、第三者評価制度\*を活用し、処理業者等の一層の能力向上を促していく。また、優良な処理業者等が排出事業者から選択されるよう、排出事業者への普及啓発に取り組んでいく。

### イ ICT、AI 等の導入

安定的な廃棄物処理を維持しつつ環境負荷を更に低減するため、リサイクル業者及び廃棄物処理業者は、排出から処理・リサイクルまでの処理プロセス及び事務プロセスにおいて、ICT や AI (Artificial Intelligence) などの先進的な技術を導入し、廃棄物処理の高度化により処理後物の品質向上や事業の効率化に取り組んでいくことが望ましい。

そのため、都は、先進的な技術の導入に係る支援を行うとともに、計画等の策定の際には、リサイクルや廃棄物処理の中長期的な方向性を示すなど、処理業者等がよりレベルの高い処理を志向できるよう後押ししていく。

## (2) 一般廃棄物処理の広域化・施設の集約化〈新規〉

2025 (令和 7) 年度をピークに都内の人口が減少傾向に転じることを踏まえると、今後、行政が行う事業の広域化や連携強化がますます求められる。しかし、現在、一般廃棄物処理事業については、23 区では既に広域処理が実施されているものの、多摩地域では一部の地域で一部事務組合が設置されているにとどまり、全域にわたる広域化は行われていない。

そのため、都及び区市町村等は連携して、一般廃棄物処理の広域化を検討する。ただし、これまで自区域内処理の考え方の下、地域住民とともに時間を掛けて構築してきた処理スキームを変更することとなるため、当該地域住民の理解を得ながら広域化の検討を進める必要がある。

また、区市町村等が設置運営する一般廃棄物処理施設の効率的な稼働や維持管理コスト削減の観点から、当該施設の集約化についても検討する。

なお、島しょにおけるリサイクル・廃棄物処理事業については、その地理的な制約に加えて、人的、財政的にも厳しい事情があるため、リサイクル・廃棄物処理を安定的、継続的に実施できるよう、その体制について検討する必要がある。



### (3) 廃棄物の処理の新たな仕組みの構築（新規・重点）

#### ア 処理困難物対策

農薬その他の化学薬品、炭素繊維製品などの処理・リサイクルが困難な廃棄物が今後増加する可能性があるが、必ずしも適切に処理する方策が構築されているわけではない。

これらの廃棄物を適正に処理するため、都は、処理困難性やリスクの評価も含め、区市町村、製造者、販売者、廃棄物処理業者などと連携し、処理の制度的な枠組みを検討する。

#### イ リチウムイオン電池対策

リチウムイオン電池は、ポータブルな家電製品や電子機器に欠かすことができない製品であるが、廃棄物として処理する段階等で強い衝撃が加わると火災事故が発生するなど、社会的な問題になっている。

そのため、都及び区市町村等は、排出者に対して分別の徹底を十分に周知するとともに、製造者責任の観点も考慮した上で、運搬時の発熱等にも注意して回収し、適切に処分する仕組みを構築する。

#### ウ バイオマス資源の活用

生ごみやせん定枝といったバイオマス資源は、今後、ゼロエミッションの観点から注目が集まると考えられるが、リサイクルの観点からは、収集運搬の効率性の問題や臭気発生などの環境衛生上の問題などもあり、持続可能な資源としてのポテンシャルを十分に引き出せていないのが現状である。

そのため、都は、これらバイオマス資源の活用方策を検討するとともに、地域での循環の仕組みを検討する。

#### エ 産業廃棄物処理施設の在り方等の検討

これまでも、スーパーエコタウン事業において、公共関与の下で都内から発生する廃棄物のリサイクル促進及び最終処分量の削減に取り組み、一定の成果を得られた。しかし、特に産業廃棄物については、その中間処理及び最終処分を他県の施設に依存している。

そのため、都は、都内から排出される産業廃棄物について、リサイクルの高度化及び最終処分量の更なる低減を目指し、新たに先進的な処理技術の導入を含め、処理施設の在り方等を検討する。

#### (4) PCB 廃棄物\*対策及び不法投棄対策の推進

##### ア PCB 廃棄物対策

変圧器やコンデンサーなどの電気機器の他にも幅広い用途で使用されてきたポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）やその混合物等の廃棄物は、処理期限までに処理を終了する必要がある。

そのため、都は、現在使用している PCB 機器、使用済みのものとして保管されている機器の所在を把握し、その所有者に対して PCB 廃棄物の処理を促していく。

##### イ 不法投棄対策

地域環境へ甚大な影響を及ぼす廃棄物の不法投棄は、廃棄物処理法の規制強化や各自治体の取組強化が功を奏し、その件数、量ともに確実に減少してきているものの撲滅には至っていない。不法投棄は、件数の約 8 割を建設系廃棄物が占めることから、都は、その主要な発生場所として考えられる解体現場等への立入指導を引き続き行う。

## 施策 4 健全で信頼される静脈ビジネスの発展

### 静脈ビジネスの活性化

廃棄物処理の適正化を図るため、毎年のように廃棄物処理法の規制強化がなされてきたが、近年、この規制の存在がかえってリサイクルの取組を阻害するなどの矛盾が見られるようになってきた。また、最近では、拡大生産者責任の意識の高まりと相まって、製造者や販売者が過去に販売した製品を自ら回収する取組が出てきている。したがって、資源循環を推進する観点から、廃棄物処理法等の運用も含め、これら事業者の新たな取組を促すような仕組みを検討する必要がある。

#### (1) 新たな事業の創出

事業者や業界団体の資源循環に係る自主的な取組を促すため、都は、リサイクルや廃棄物処理の関連情報を提供するとともに、事業系 3R アドバイザーの積極的な活用などにより、必要な助言を実施する。ただし、新たな取組には不確定要素が多く、事業者が取組を事業化する上でのハードルが存在することも考えられることから、このハードルを下げるため、都は、試験的に社会実験を行う場を提供して、フィールドでの課題の抽出や事業性の評価ができるようモデル事業\*を活用するとともに、リサイクルや廃棄物処理を担っている事業者が新たにチャレンジしやすい環境を整備することも推進する。

#### (2) 環境対策と経済の両立〈重点〉

##### ア サーキュラー・エコノミーへの転換

EU を中心に、これまで無駄にしてきたものから新たな価値を創出し、経済を活性化させるサーキュラー・エコノミーへの転換に向けたプログラムが進行している。サーキュラー・エコノミーに貢献する取組には、サービサイジング\*、シェアリング\*、リペア、アップグレードなど様々なものがある。

都においても、サーキュラー・エコノミーへの転換を図るための枠組みを検討し、事業者の取組を後押しする施策を検討する。

##### イ ESG 投資等への対応

新型コロナウイルス感染症を契機に、世界的に ESG (Environment、Social、Governance) 投資の考え方に再度注目が集まり、今後、企業に対してサステナビリティ (持続性) 及びレジリエンス (回復力) を求める声ますます高まることが想定されている。また、経済復興のために投入される公的資金はグリーン経済の推進に寄与する視点で投入すべきという考え方 (グリーンリカバリー) が急拡大している。これらの状況を踏まえると、静脈分野に関わる事業者には、廃棄物や再生資源を適正かつ確実に取り扱うことに留まらず、持続的な企業価値の向上を目指すことが求められる。

そのため、都は、廃棄物処理法の遵守や環境負荷低減の観点だけでなく、事業者の持続的な企業価値向上を促すという観点からも、静脈ビジネスの活性化を図っていく。

## 施策5 社会的課題への的確な対応

### 1 新型コロナウイルス感染症等への対応

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大は、生産拠点の操業停止や物流の停滞などを招き、動脈分野だけでなく静脈分野にも多大な影響を及ぼしている。社会基盤としてのリサイクル及び廃棄物処理の機能を維持するためには、リサイクル事業者及び廃棄物処理業者における事業継続性の確保が重要である。

#### (1) リサイクル事業者や廃棄物処理業者が各々取り組むべき対策の推進〈新規〉

##### ア 新型コロナウイルス感染症等への対応

今般の新型コロナウイルス感染症だけでなく、今後、新種の感染症が発生した場合も想定し、これら感染症への備えを万全にする必要がある。

そのため、都は、国が策定したガイドラインやマニュアル等を処理業者等に周知徹底する。

##### イ 事業継続を図る取組

リサイクル及び廃棄物処理システムを維持するため、各リサイクル事業者や廃棄物処理業者による事業継続計画の策定その他事業継続を図る取組を促進する必要がある。

そのため、都は、事業継続を図る取組として、廃棄物処理業者が同業者と連携する仕組みを構築しつつ、排出事業者も廃棄物処理委託先の代替を検討するなど、廃棄物処理業者が新型コロナウイルス感染症等により事業停止に追い込まれた時にも円滑に廃棄物処理が行えるよう、処理業者や排出事業者等の取組を促していく。

#### (2) 3R システムのレジリエンス向上〈新規〉

リサイクルや廃棄物処理のプロセスには、選別作業のように労働集約的に行っている作業があり、また、紙ベースの廃棄物処理委託契約書や産業廃棄物 manifests の管理なども人手により行っている事業者が多い。しかし、新型コロナウイルス感染症への対応としては、「三密」を回避するとともに、モノを媒介とする接触感染を避けることが最優先である。

そのため、都は、モデル事業の活用などにより、処理業者等が処理プロセスの自動化や事務プロセスの電子化を加速し、業務の省人化及び非接触化を積極的に図ることができるよう環境整備を行う。

これらの取組を着実に継続していくことで、個々の事業者及び社会システムとしてのレジリエンス向上に繋げていく。

## 2 首都直下地震などの災害への対応力強化

近い将来に発生するといわれている首都直下型地震や、大型台風の上陸に伴う風水害などの大規模自然災害に備え、都は2017（平成29）年6月に東京都災害廃棄物処理計画（以下「災害廃棄物処理計画」という。）を策定し、首都直下型地震を想定した災害廃棄物の発生量や処理の方向性を示すとともに、関係主体の役割分担や連携の方法等を提示した。近年、大型台風の上陸が頻発していることを踏まえ、風水害に伴い発生する災害廃棄物について対応を強化する必要がある。そのため、今後、災害廃棄物処理計画の実効性を高めるため、次に示す施策に取り組む必要がある。

### （1）風水害等への対応強化

#### ア 都の災害廃棄物処理計画の充実

基本的な処理フローは大規模地震災害と変わらないが、水害が発生するとモノが濁水に浸かるため、有機物の腐食に起因する環境衛生上の問題や、土砂が混ざることによる処理の困難性の増加など、地震に伴う廃棄物処理とは異なる側面が生じる。

そのため、都は、令和元年に発生した台風被害等による経験も踏まえ、都の災害廃棄物処理計画を充実していく。

#### イ 区市町村等の災害廃棄物処理計画の策定促進

廃棄物処理法上、災害廃棄物は一般廃棄物であり、区市町村が第一義的に処理責任を負っているため、全ての区市町村等において災害廃棄物処理計画を早急に策定する必要がある。しかし、区市町村等の中には、人的・財政的に余裕がないところが出てくることも想定されるため、都は、このような区市町村等に対して、技術的・財政的な支援を行い、区市町村等による災害廃棄物処理計画の策定を促進する。

### （2）災害時の機動力の向上〈重点〉

#### ア 共同組織の設置

災害廃棄物処理計画では、区市町村が単独で自区域内の災害廃棄物を処理できない場合に備え、23区及び多摩地域がそれぞれ地域で処理するための共同組織を設置することとなっている。既に、23区では一体となった処理スキームを構築しているが、多摩地域の場合はそのような処理スキームができていない。

そのため、都は、多摩地域の市町村と協同して、早急に共同組織の設置に向けた議論を行う。

#### イ 研修、訓練等の実施

大規模災害のような緊急時には、同時多発的に様々な事象が発生するため、それに対応する者の個々の力量が問われてくる。災害廃棄物の処理に当たっては、区市町村が通常の業務に加えて対応を行わなければならないため、職員への負荷は増大する。

そのため、都は、区市町村の職員のスキルアップのため、国とも連携し、区市町村職員への研修、訓練等を引き続き実施する。

#### ウ 関連団体との連携

災害廃棄物の多くを占めるがれき系の廃棄物は、区市町村の施設では処理できない。平常時は、がれき系の廃棄物は産業廃棄物として処理されており、それに必要な資機材や技術は、産業廃棄物処理業者や建設業者が有していることから、産業廃棄物処理業界や建設業界との連携が不可欠である。都は、2007（平成19）年12月に社団法人東京産業廃棄物協会（協定締結時。現在は一般社団法人東京都産業資源循環協会に名称変更。）と、地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定を締結しているが、災害廃棄物処理は総力戦であり、他の団体の力も借りる必要がある。

そのため、都は、関連団体と協力内容等について早急に協議し、協定の締結に向けて調整する。

### 3 広域連携の推進

資源循環を巡る問題は、地域で対処すべきものからグローバルの問題まで幅広く存在するが、特に、気候変動やサプライチェーンなどのようにグローバルで考えなければならぬ問題は東京単独では解決できない。したがって、都は、海外の都市や周辺自治体とも連携して施策を実施するなど広域連携を促進する必要がある。

#### （1）国際連携の推進

都は、気候変動対策に取り組む世界の大都市のネットワークである「C40」に2006（平成18）年12月から参画し、それ以来、世界の大都市とともにグローバルな環境問題の解決に取り組んでいる。

そのため、都は、大都市としての責任を自覚し、グローバルな環境問題の解決に向けて引き続き貢献していく。

#### （2）国内の広域連携の推進

都は、経済及び産業の構造上、モノの生産及び廃棄物処理を少なからず他県に依存している。

そのため、都は、一都三県及び政令指定都市の首長で構成する九都県市\*首脳会議や、東日本の都県市で構成する産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会（産廃スクラム37）などの国内の広域連携の仕組みを活用して、リサイクルの促進や不法投棄の撲滅に向けた取組を引き続き実施するとともに、今後、広域的な資源循環の仕組みの構築を検討する。

#### 4 ゼロエミッションの観点から進めるべき方策

都は大消費地としての責務を果たし、脱炭素社会においても持続可能な成長を実現する都市であり続けるため、2019（令和元）年12月に公表した「ゼロエミッション東京戦略」の中で、2050（令和32）年までに東京におけるCO<sub>2</sub>排出実質ゼロ（ゼロエミッション）の実現を目指すという野心的な目標を掲げている。したがって、都は、資源循環分野においても脱炭素との両立を追求し、ゼロエミッションに貢献できるような施策を展開する必要がある。

##### （1）関連施策のゼロエミッション貢献

プラスチック及び食品ロスに係る施策の推進、拡大生産者責任の拡大、環境に配慮した製品の選択、処理に係る業務等の効率化、一般廃棄物処理の広域化などの施策は、本来、各施策固有の目的を有しており、その達成のために実施すべきものである。しかし、こうした資源循環に係る施策は、そもそもエネルギーも含めたあらゆる資源の削減を志向しており、ゼロエミッションに貢献できる可能性が高い。

世界中で脱炭素に向けた動きが加速する中で、都は、これらの施策をこれまで以上に積極的に推進していく。

##### （2）施設等の脱炭素に向けた取組〈新規〉

ゼロエミッションに向け、一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬車両のZEV（Zero Emission Vehicle）化、廃棄物処理施設に設置されている設備・機器の省エネルギー化は必要不可欠である。

そのため、都は、車両や施設の所有者に対して、ZEV化、省エネルギー化を推進するよう働きかけるとともに、廃棄物処理施設における脱炭素に向けた取組について検討する。

また、清掃工場で生み出される電力、蒸気、温水などのエネルギーを効率的に活用できるよう、エネルギーの面的利用の推進に向けた検討を行う。





## 參考資料

## 1 東京の廃棄物処理の現状

### (1) 一般廃棄物

#### ア 排出量

都内の一般廃棄物の排出量は、2000年代前半（平成10年代半ば）に約550万トンであったが、2018（平成30）年度には440万トンまで減少した（図13参照）。都内人口は、2000（平成12）年度から2018（平成30）年度にかけて約15%増えたが、一人一日当たりの排出量で見ると、この間の区市町村による3Rの取組等が進み、約30%減少した。

種類ごとにみると、不燃ごみが2007（平成19）年度から2009（平成21）年度にかけて6割以上削減された。23区においては、これまで、プラスチックごみを不燃ごみとして収集していたが、プラスチックごみには資源化できるものが多く、また資源化に適さなくても熱回収できるため、それ以降、資源又は可燃ごみとして収集するようになったためである。

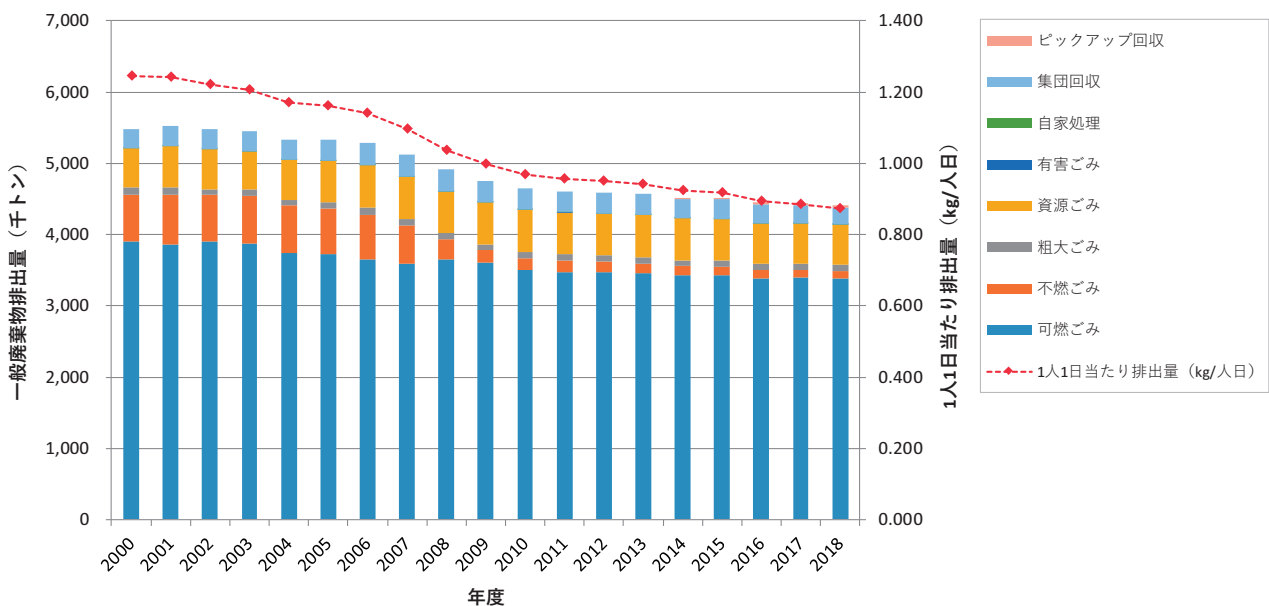


図13 都内一般廃棄物の種類別排出量の推移

次に、都内から排出される一般廃棄物の70~80%を占める可燃ごみの詳細を把握するため、23区内から排出される可燃ごみ（収集及び持込み）について見てみる。

23区内の可燃ごみの排出量は300万トン弱で推移しているが、組成ごとにみると、紙類が最も多く約40%を占めており、厨芥とプラスチック類がそれぞれ約20%を占めている（図14参照）。

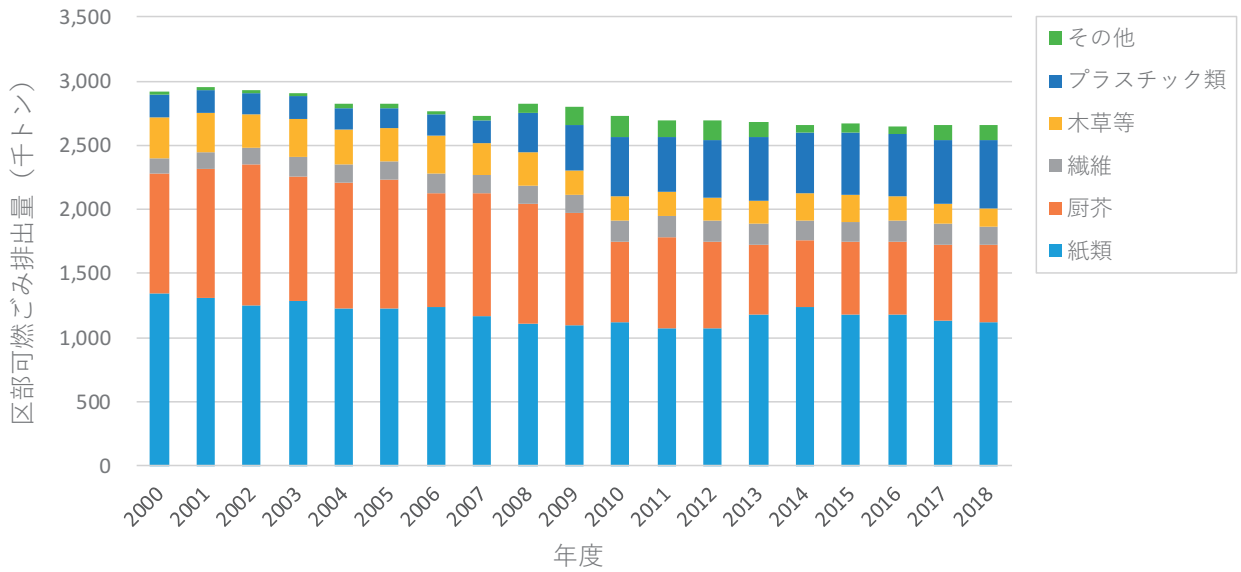


図 14 23 区内可燃ごみの成分別排出量の推移

#### イ 再生利用率

一般廃棄物の再生利用率は、2000（平成 12）年度に比べると向上しているが、直近 5 年間は横ばい傾向である（図 15 参照）。

1997（平成 9）年度に容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）が本格施行され、家庭から出るごみの 6 割（容積比）を占める使用済みの容器包装がリサイクルされることとなり、また、2013（平成 25）年度に使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号）が施行され、小型電子機器のリサイクルの仕組みが構築されるなど、個別製品のリサイクルは着実に進んできている。これらリサイクル法は、再生利用率の向上において大きな役割を果たしてきたといえるが、回収できていない製品類型も多数存在しているため、改善の余地が残っている。

再生利用率は地域によってばらつきがみられ、多摩地域が最も高い。その背景としては、多摩地域の最終処分場の埋立余力がひっ迫しており、家庭ごみの有料化による排出抑制を実施した上で、分別の徹底などによりリサイクルを進めていることが挙げられる。

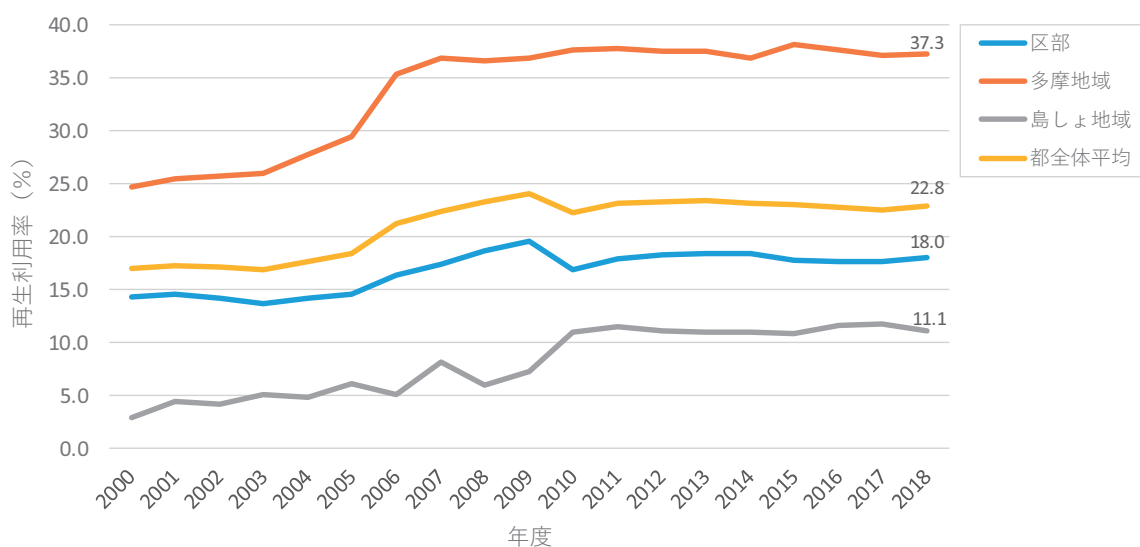


図 15 都内一般廃棄物の再生利用率の推移

#### ウ 最終処分量

一般廃棄物の最終処分量は、都全体での再生利用率の向上などにより、2009（平成 21）年度までは着実に削減されたが、それ以降は、近年、若干の削減傾向を示しているものの、全体としては横ばいである（図 16 参照）。

一般廃棄物の最終処分量のほとんどは、23 区内で発生した一般廃棄物である。23 区では、従前、プラスチックごみを埋め立てていたが、資源化の拡充又は清掃工場におけるサーマルリサイクルに仕向けることができるようになったため、2009（平成 21）年度までに埋立てをストップしている。

多摩地域の多くの市町村（26 市 3 町 1 村のうち 25 市 1 町）が加盟する東京たま広域資源循環組合においては、家庭ごみの有料化やリサイクルの徹底とともに、焼却灰及び飛灰をエコセメント\*原料として利用することにより、2018（平成 30）年度から一般廃棄物の最終処分量ゼロを達成している。

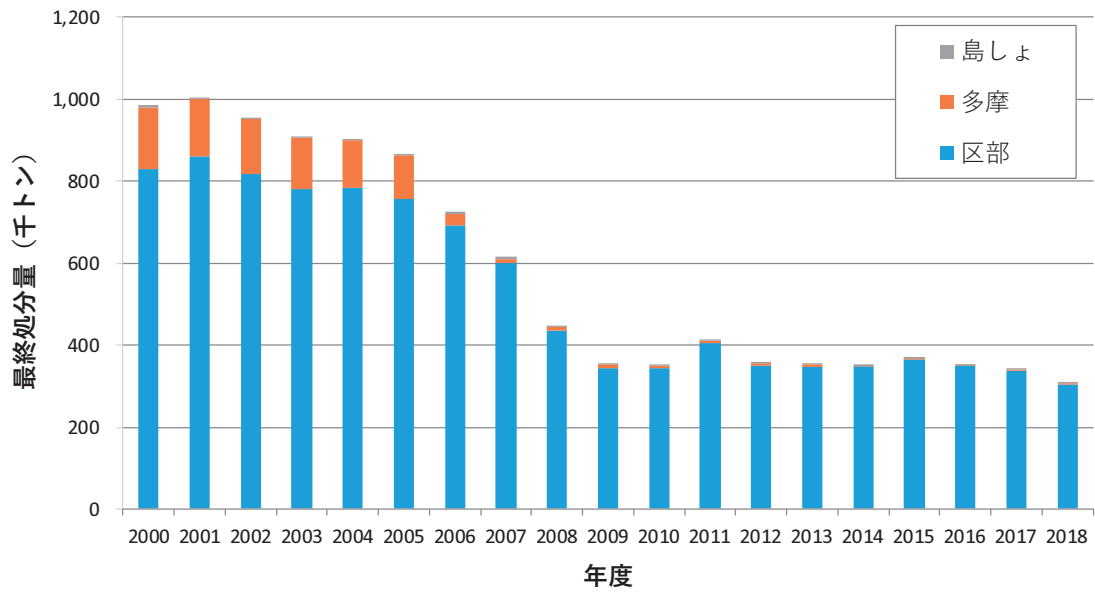


図 16 都内一般廃棄物の最終処分量の推移

(2) 産業廃棄物

ア 排出量

都内産業廃棄物の排出量は、年度によって増減があるものの、2,500 万トン前後で推移している (図 17 参照)。

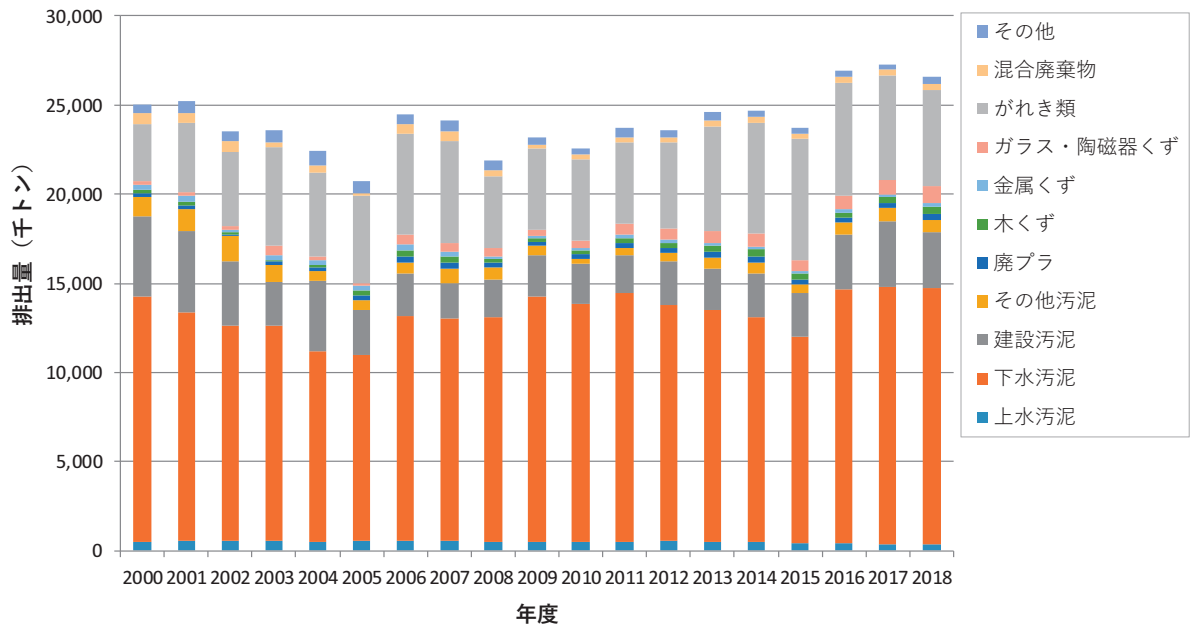


図 17 都内産業廃棄物の排出量の推移

産業廃棄物の種類ごとにみると、最も多いのは下水処理に伴い排出される汚泥（下水汚泥）であり、産業廃棄物全体の約半分を占める。2番目はがれき類で全体の2割程度を占め、3番目は建設汚泥で1割強を占める。都内から排出される産業廃棄物は、排出量の約半分を占める下水汚泥を除くと、建設汚泥やがれき類などの建設工事に伴うものが多いことが分かる。

## イ 再生利用量

産業廃棄物の再生利用については、年度によって増減はあるものの、全体の再生利用量は増加傾向で推移している（図18参照）。

産業廃棄物の種類ごとにみると、国土交通省の建設リサイクル推進計画をはじめ、地方公共団体における建設副産物のリサイクル施策やグリーン購入の推進などにより、建設工事に伴って排出されるがれき類、建設汚泥などの再生利用量が多くなっている。

一般的に、がれき類は再生砕石などとして建設工事で利用されるため、東京国際空港（羽田空港）D滑走路（平成22年10月供用開始）建設事業のほか、公有水面埋立事業、護岸工事などのような大規模工事が首都圏で実施されると、リサイクル率が高くなる傾向にあると考えられる。

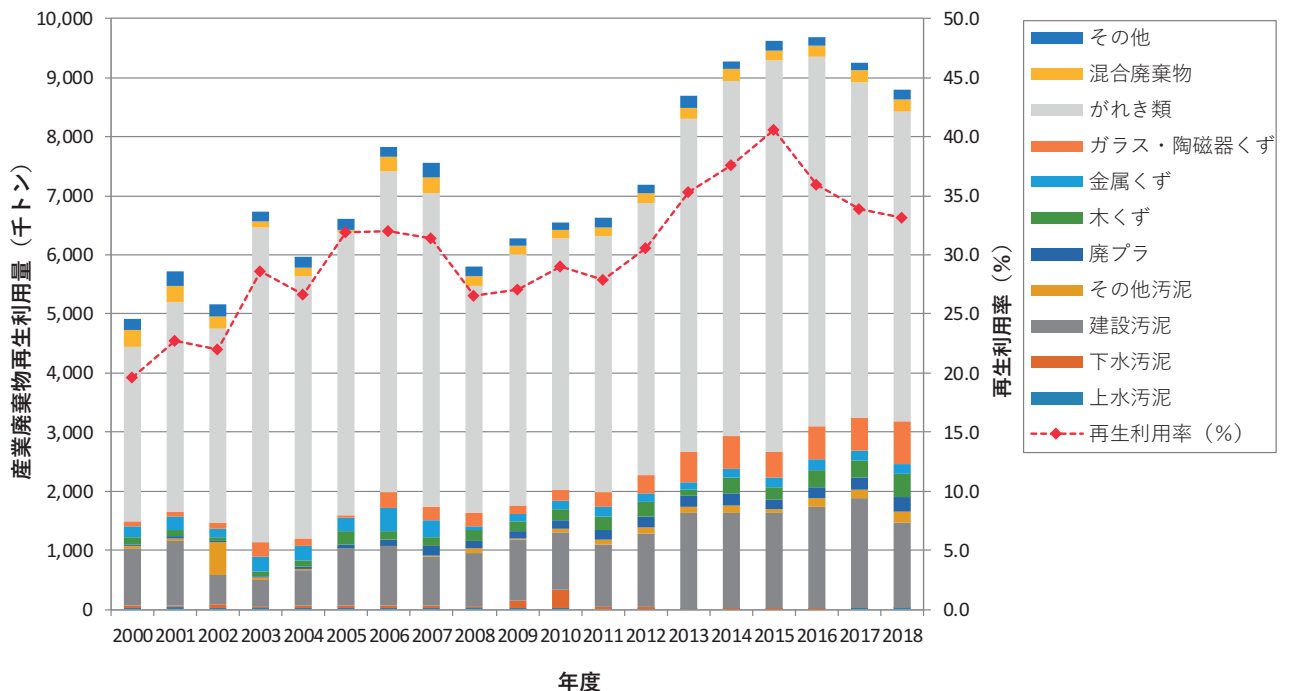


図18 都内産業廃棄物の再生利用量の推移

### ウ 最終処分量

産業廃棄物の最終処分量については、増減はあるものの、低下傾向を示してきたが、最近では横這い傾向である（図 19 参照）。

産業廃棄物の種類ごとにみると、トンネル掘削工事や建築の杭打ち工事等に伴い排出される建設汚泥の削減が著しい。

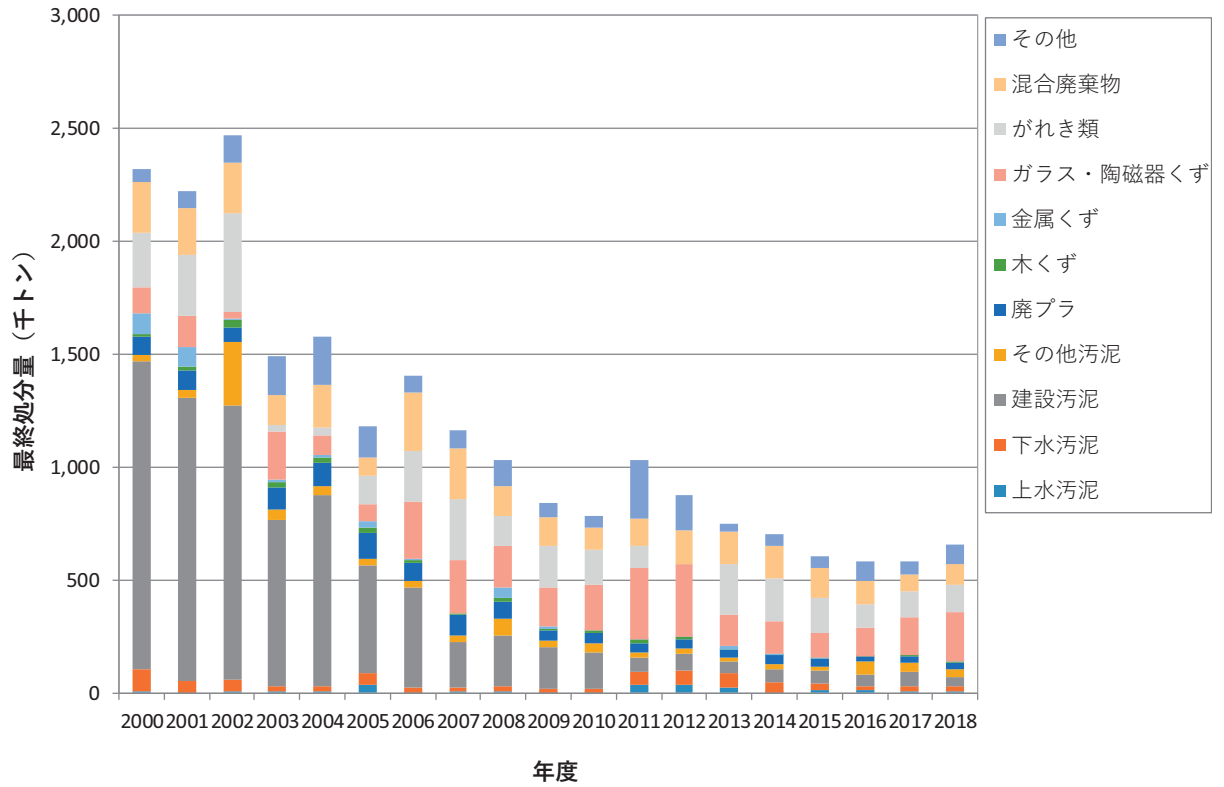


図 19 都内産業廃棄物の最終処分量の推移



## 2 処理の体制

### (1) 一般廃棄物の処理

#### ア 処理体制

廃棄物処理法上、一般廃棄物の統括的な処理責任は区市町村にあることから、区市町村等が主体となり、一般廃棄物処理のための体制構築及び施設整備を行っている。

一方、民間の処理業者においても、事業活動に伴って排出される一般廃棄物（以下「事業系一般廃棄物」という。）や、区市町村から委託された一般廃棄物を処理するため、施設整備を行っている。

#### イ 処理施設の動向

都内における一般廃棄物処理施設の整備状況を見るため、廃棄物処理法第8条第1項で規定する一般廃棄物処理施設のうち、区市町村等が設置するごみ処理施設の処理能力の推移を図20に、民間処理業者が設置するごみ処理施設の処理能力の推移を図21に示す。

区市町村等のごみ処理施設の処理能力を見ると、施設の建替え等による変動があるものの、横ばいで推移している。

一方、民間処理業者のごみ処理施設の処理能力を見ると、2013（平成25）年以降は横ばいで推移しているが、2011（平成23）年から2013（平成25）年にかけて破碎・不燃・資源ごみ処理施設の処理能力が増加している。これは、災害廃棄物の処理能力増強のため、建設廃棄物を処理する産業廃棄物処理施設の一部に対して一般廃棄物も処理できるよう許可されたためである。

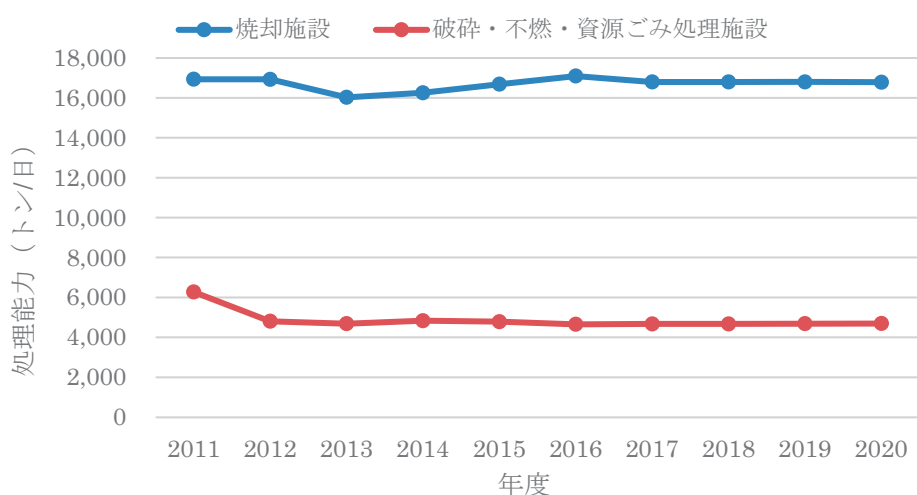


図20 区市町村等が設置するごみ処理施設の処理能力の推移

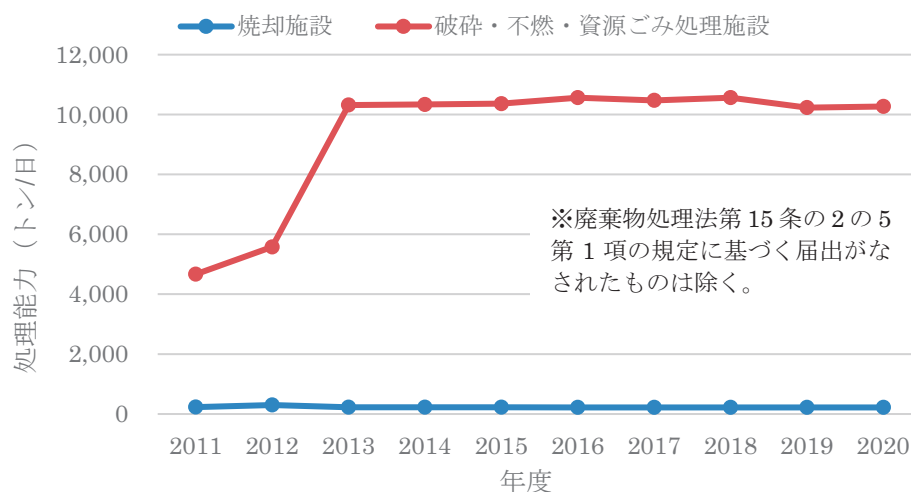


図 21 民間処理業者が設置するごみ処理施設の処理能力の推移

#### ウ 今後の課題

一般廃棄物の処理能力の確保という観点から見れば、焼却施設、破碎・不燃・資源ごみ処理施設とも十分な処理能力を確保している。しかし、ごみ処理施設は一度建設すると数十年のスパンで稼働させることになるため、リサイクル・廃棄物処理に係る中長期的な政策を見据えた上で、必要となる施設の種類及びその処理能力を検討していく必要がある。

特に、資源化施設については、従来から行われている金属くずやビン・缶の選別などは一定の処理能力を有しているが、現在議論が行われている製品プラスチックや今後注目されると思われるせん定枝等のバイオマス資源の資源化施設は現在でも不足しているため、今後の再生資源に対する需要動向を踏まえながら、新たな施設整備を検討する必要がある。

また、今後の社会構造の変化を踏まえ、都と区市町村等が連携して、一般廃棄物処理の広域化や一般廃棄物処理施設の集約化を進める必要がある。

### (2) 産業廃棄物の処理

#### ア 処理体制

廃棄物処理法上、産業廃棄物の処理責任は排出事業者に課されている。

区市町村等が設置している処理施設の中には、産業廃棄物を受け入れているところもあるが、汚泥やがれき類などのように、区市町村等が設置する平均的な処理施設では処理が困難な性状を有するか、又は処理は可能であっても区市町村等の一般廃棄物処理に支障を来すほどの量となるケースもある産業廃棄物については、排出事業者が民間の処理業者にその処理を委託するケースが圧倒的に多い。

## イ 処理施設の動向

産業廃棄物の処理をしようとする者は、廃棄物処理法の要件を満たせば処理に必要な許可を取得することはできるが、他法令の規制や周辺住民の反対などもあり、実際に操業することができるようになるまでに様々なハードルが存在する。

このような状況の中でも、産業廃棄物処理に対する社会のニーズを捉え、民間処理業者が主体となって施設能力の拡大に努めてきた。一方、都も、スーパーエコタウン事業として先進的な技術を有する事業者を都内に誘致するなど、都が関与する形で都内処理率の向上に努めてきた。

都内における産業廃棄物処理施設の整備状況を見るため、廃棄物処理法第15条第1項で規定する産業廃棄物処理施設のうちの主な施設の処理能力の推移を図22に示す。木くず又はがれき類の破碎施設は増加傾向であるが、その他の施設は横ばいで推移している。

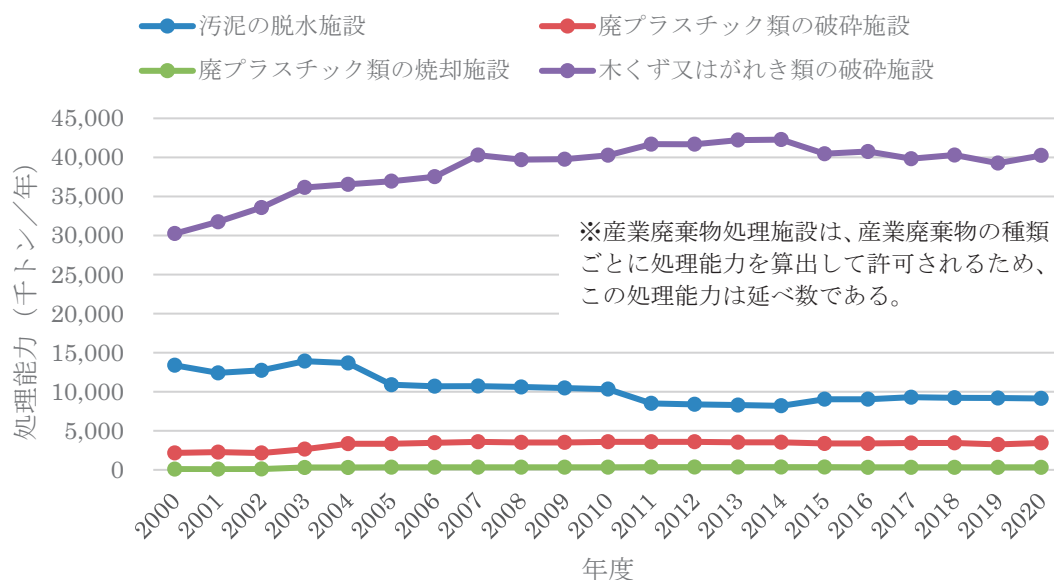


図22 民間処理業者が設置する産業廃棄物処理施設処理能力の推移

#### ウ 今後の課題

産業廃棄物は広域処理が認められている。しかし、産業廃棄物処理を巡るこれまでの経緯や、産業廃棄物の自地域内への流入を規制している自治体の存在などを考慮すると、一定程度、都内で処理できるよう産業廃棄物処理施設を確保する必要がある。また、産業廃棄物処理における環境負荷低減及びコスト削減の観点も踏まえると、今後、3Rを志向した質の高い処理へのニーズも高まるものと思われる。

都内から排出される産業廃棄物を域内でどのように処理すべきなのかについては、他県の政策動向とも関わる極めて政策的な問題であるが、今後、産業廃棄物処理の量だけでなく、質の問題も含めて、新たな政策課題として検討していく必要がある。

### 3 将来排出量等の推計

#### (1) 将来推計シナリオ

都内から排出される一般廃棄物及び産業廃棄物について、2030（令和 12）年度までの排出量、リサイクル量及び最終処分量を次の 3 つのシナリオに基づいて推計した。

なお、第 3 章の表 3 では、基本対策シナリオ及び対策強化シナリオをまとめて「施策効果一覧」として記載している。

##### ア ベースシナリオ

廃棄物の排出量に影響を及ぼす大きな要因と考えられる都民の生活習慣や消費性向、事業者の事業構造や商習慣、社会経済の構造、それを支える制度や技術トレンドなどについては、短期的にはコロナ禍による影響がみられるものの、目標年度においては新型コロナウイルス感染症の拡大以前に戻るものと仮定し、「ベースシナリオ」として推計した。

##### イ 基本対策シナリオ

ゼロエミッション東京戦略その他の計画等において、既に導入することが決定しており、実施すべき対策及びこれまでの処理実績から達成が見込まれる施策を実施した場合を「基本対策シナリオ」として推計した。

##### ウ 対策強化シナリオ

DX の進展等の世の中のトレンドを踏まえ、基本対策に加えて、一部の廃棄物・リサイクル施策としての取組を強化したものを「対策強化シナリオ」として追加した。

#### (2) 将来排出量

##### ア ケース設定

###### ア) 一般廃棄物

基本対策シナリオに基づくケースとして、国のプラスチック資源循環戦略に基づき、2030（令和 12）年度までにワンウェイプラスチックを 2017（平成 29）年度比で累積 25%削減するとともに、東京都食品ロス削減推進計画に基づき、2030（令和 12）年度までに 2000（平成 12）年度比 50%削減（家庭系：82 千トン削減、事業系：299 千トン削減）するものと設定した。

また、対策強化シナリオに基づくケースとして、DX の進展とも相まって、事業所での書類等の紙媒体の電子化促進により紙くずの削減が進むものと設定した。

###### イ) 産業廃棄物

基本対策シナリオに基づくケースとして、国のプラスチック資源循環戦略に基づき、2030（令和 12）年度までに、ワンウェイプラスチックを 2017（平成 29）年度比で累積 25%削減するものと設定した。

## イ 将来排出量の推計結果

上記アのケース設定により将来排出量を推計した結果は、次のとおりである。(図 23、図 24 参照)

### 【一般廃棄物】

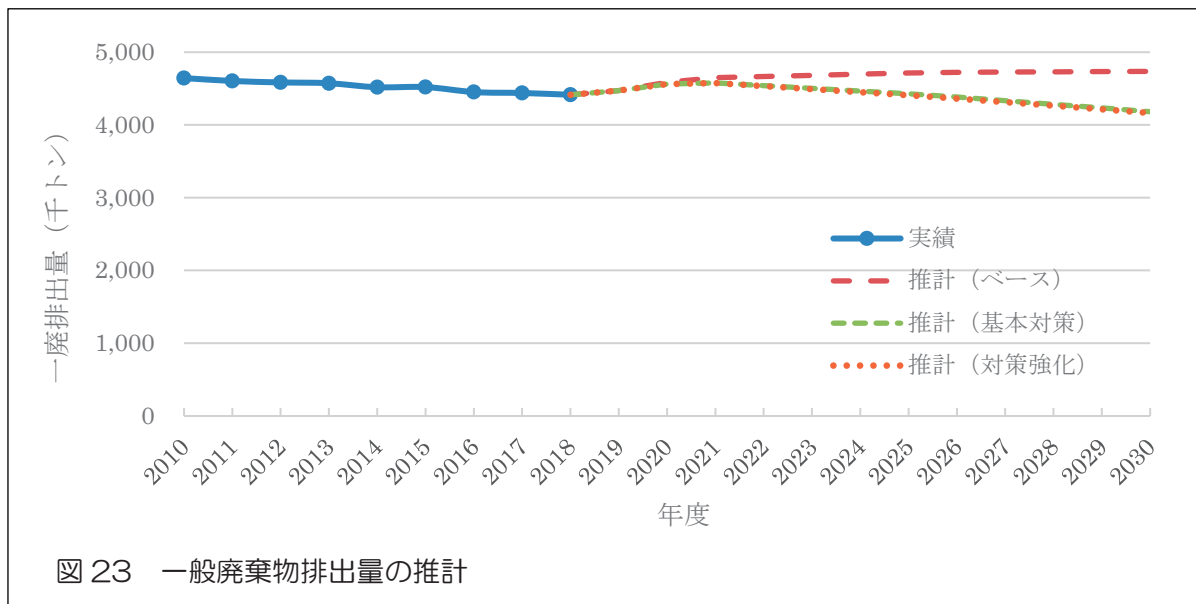


図 23 一般廃棄物排出量の推計

一般廃棄物の将来排出量は、ベースシナリオでは、世帯数の増加に伴い微増で推移し、2025（令和 7）年度に 472 万トン、2030（令和 12）年度に 474 万トンになると推計された。

一方、対策を実施することにより、基本対策シナリオでは、プラスチック対策及び食品ロス対策により減少傾向に転じ、2025（令和 7）年度に 441 万トン、2030（令和 12）年度に 416 万トンになり、対策強化シナリオでは、オフィスや商業施設等での書類等の電子化により、紙くずの削減が進み、2025（令和 7）年度に 439 万トン、2030（令和 12）年度に 414 万トンとなると見込まれた。

【産業廃棄物】

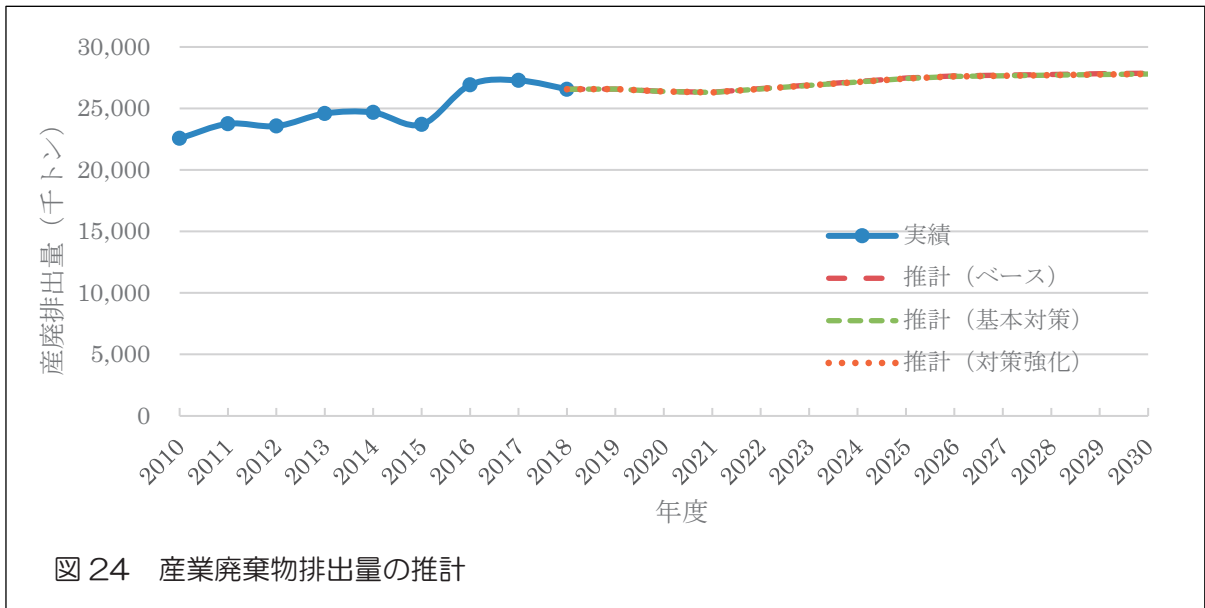


図 24 産業廃棄物排出量の推計

産業廃棄物の将来排出量は、ベースシナリオでは横ばいで推移し、2025（令和7）年度に2,762万トン、2030（令和12）年度に2,790万トンと見込まれた。

一方、基本対策シナリオ及び対策強化シナリオでは、プラスチック対策の効果はあるものの、2025（令和7）年度に2,760万トン、2030（令和12）年度に2,786万トンとなり、排出削減の効果は微量にとどまると見込まれた。

(3) 将来リサイクル量

ア ケース設定

ア) 一般廃棄物

基本対策シナリオに基づくケースとして、プラスチック資源循環戦略に基づく容器包装リサイクル促進なども含め、プラスチック削減プログラムに基づき、焼却量削減分がリサイクルに回り、区市町村における容器包装プラスチックについて、現時点で一人当たり分別収集量が都内平均に満たない区市町村が、2030（令和12）年度までに平均まで引き上げるものと設定するとともに、東京二十三区清掃一部事務組合の焼却灰資源化計画の値をリサイクル量に計上した。

また、対策強化シナリオに基づくケースとして、2030（令和12）年度までに可燃ごみ中の紙類の10%を焼却からリサイクルへ回るものとして計上した。

イ) 産業廃棄物

基本対策シナリオに基づくケースとして、プラスチック削減プログラムに基づく焼却量削減分がリサイクルに回るものと設定してリサイクル量に計上するとともに、建設廃棄物のリサイクルについて、直近のリサイクルの実績を踏まえて追加量を計上した。

また、対策強化シナリオに基づくケースとして、発生量が多く、比較的リサイクルが進んでいない建設工事に伴うガラス・陶磁器くず及び建設混合廃棄物について、分別の徹底及び選別の高度化によりリサイクル率を向上させた。

#### イ 将来リサイクル量の推計結果

上記アのケース設定により将来リサイクル量を推計した結果は、次のとおりである（図 25、図 26 参照）。

#### 【一般廃棄物】

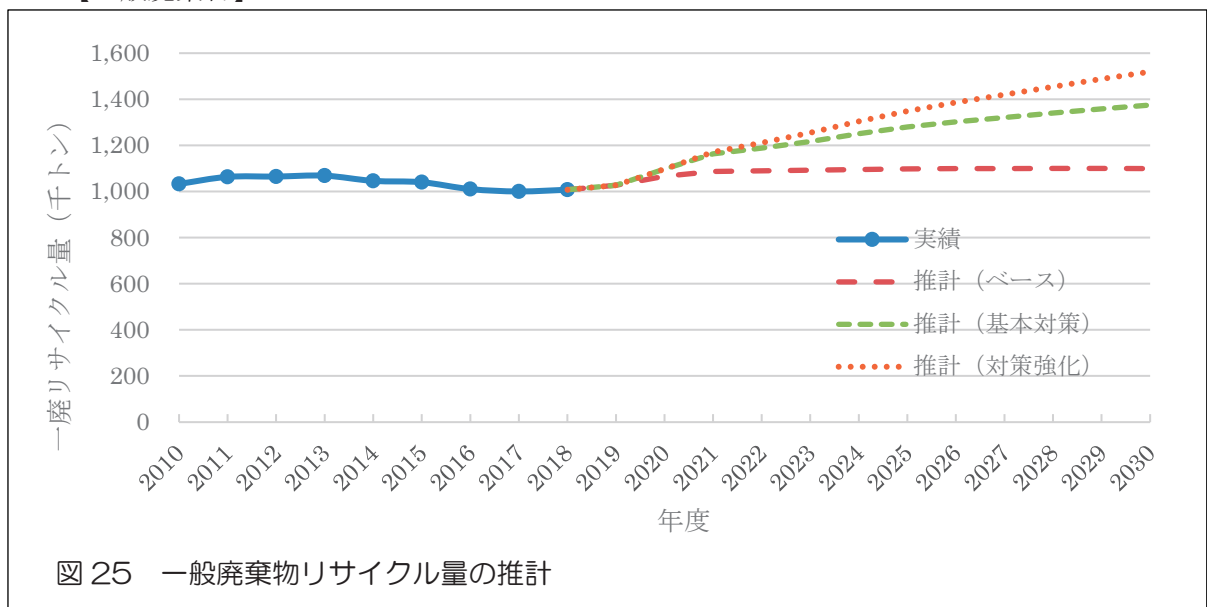


図 25 一般廃棄物リサイクル量の推計

一般廃棄物の将来リサイクル量は、世帯数の増加に伴いベースシナリオでは横這いで推移し、2025（令和 7）年度に 110 万トン、2030（令和 12）年度も 110 万トンになると推計された。

一方、対策を実施することにより、基本対策ケースでは、プラスチック対策により明確な増加傾向となり、2025（令和 7）年度に 129 万トン、2030（令和 12）年度に 138 万トンに拡大し、対策強化ケースでは、紙類対策により、2025（令和 7）年度に 136 万トン、2030（令和 12）年度に 151 万トンまで拡大するものと見込まれた。



【産業廃棄物】

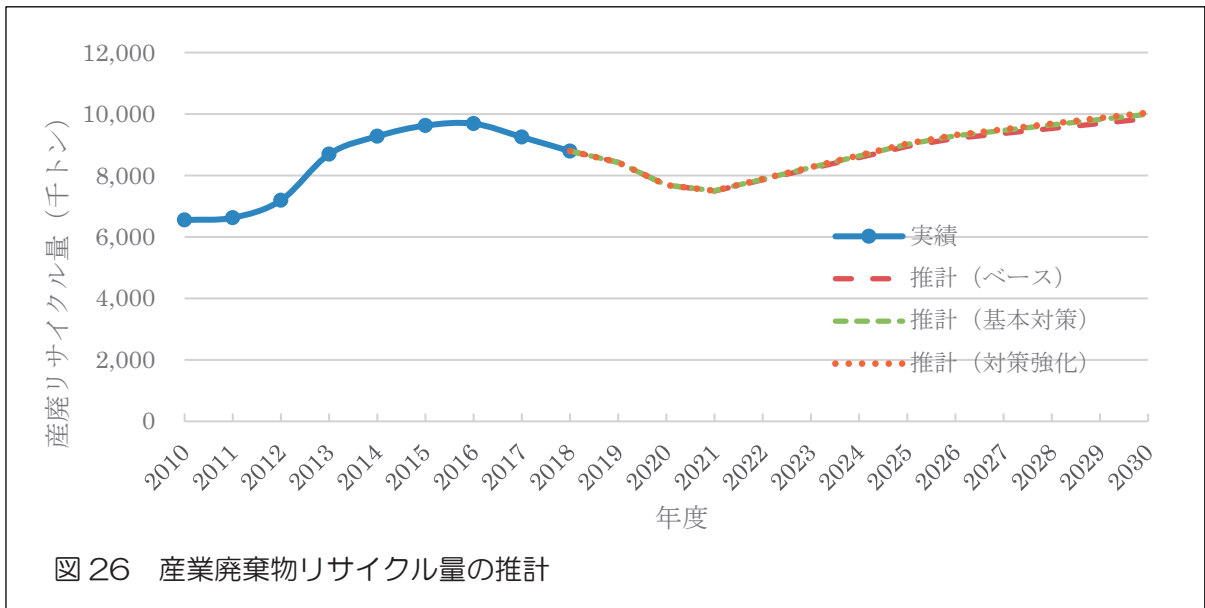


図 26 産業廃棄物リサイクル量の推計

産業廃棄物の将来リサイクル量は、ベースシナリオにおいては、排出量の動きと同様に一旦は低下傾向を示すがその後は増加傾向で推移し、2025（令和 7）年度に 913 万トン、2030（令和 12）年度には 993 万トンに拡大すると推計された。

一方、対策を実施することにより、基本対策ケースでは、建設廃棄物のリサイクル率の若干の向上により、リサイクル量が増加し、2025（令和 7）年度に 920 万トン、2030（令和 12）年度に 1,009 万トンに拡大し、対策強化ケースでは、排出量が多い建設混合廃棄物のリサイクル率向上が寄与し、2025（令和 7）年度に 923 万トン、2030（令和 12）年度に 1,014 万トンに拡大するものと見込まれた。

(4) 将来最終処分量

ア ケース設定

ア) 一般廃棄物

基本対策シナリオに基づくケースとして、23 区から排出される一般廃棄物の最終処分量は、東京二十三区清掃一部事務組合の「一般廃棄物処理基本計画」（2021（令和 3）年 2 月策定）で示されている値を設定した。なお、多摩部では 2018（平成 30）年度に最終処分量ゼロを達成しているため、今後も継続されるものと仮定した。

イ) 産業廃棄物

基本対策シナリオに基づくケースとして、産業廃棄物の最終処分量は、基本対策で追加された建設廃棄物リサイクル量のうち、金属くず及びがれき類の分を控除

した。

また、対策強化シナリオに基づくケースとして、更に建設工事に伴うガラス・陶磁器くず及び建設混合廃棄物のリサイクル増加分を控除した。

#### イ 将来最終処分量の推計結果

上記アのケース設定により将来最終処分量を推計した結果は、次のとおりである(図 27、図 28 参照)。

#### 【一般廃棄物】

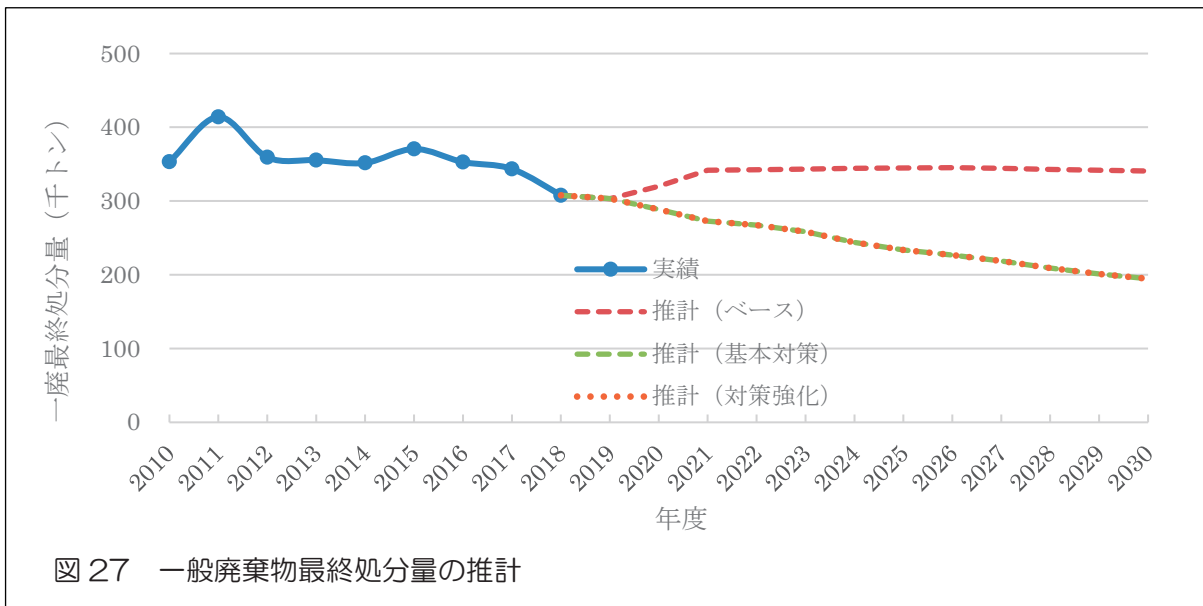


図 27 一般廃棄物最終処分量の推計

一般廃棄物の将来最終処分量は、世帯数の増加にかかわらずベースシナリオでは横ばいで推移し、2025(令和7)年度に34万トン、2030(令和12)年度も34万トンになると推計された。

一方、対策を実施することにより、東京二十三区清掃一部事務組合が行う焼却灰のセメント原料化の効果が大きく、2025(令和7)年度に23万トン、2030(令和12)年度には19万トンに減少すると見込まれた。

※多摩部の焼却灰は、2006年度から既にその全量をエコセメントの原料にしており、今回の推計では織り込み済みのものとして計算した。

【産業廃棄物】

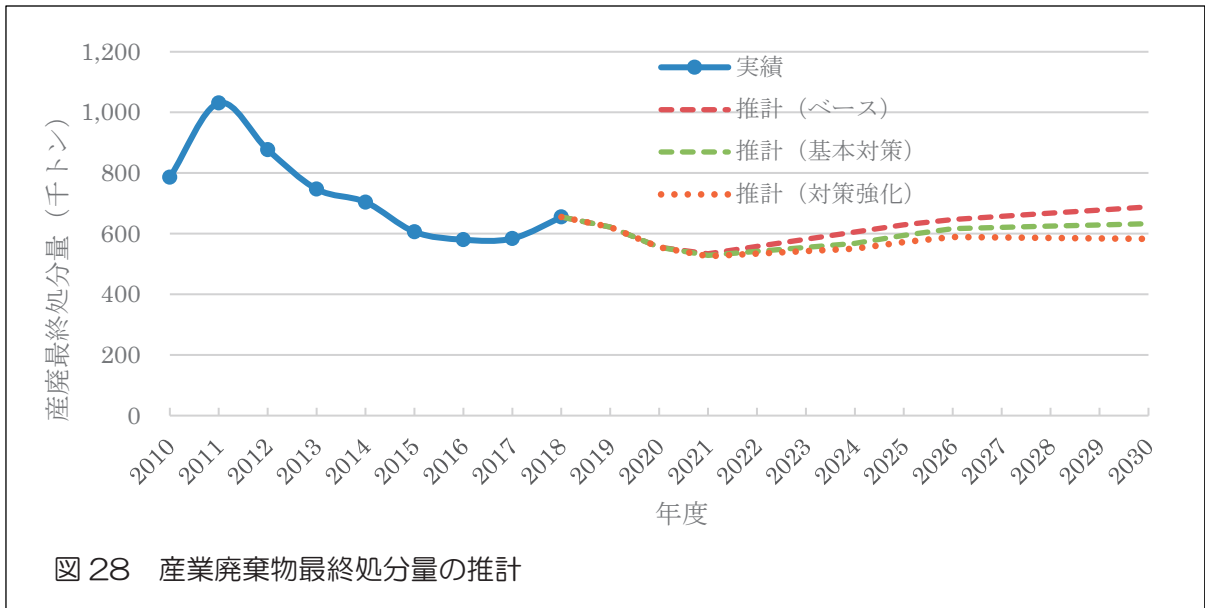


図 28 産業廃棄物最終処分量の推計

産業廃棄物の将来最終処分量は、ベースシナリオは排出量の動きと同様に増加傾向で推移し、2025（令和 7）年度に 64 万トン、2030（令和 12）年度も 69 万トンになると推計された。

一方、対策を実施することにより、基本対策ケースでは、建設廃棄物のリサイクル向上の効果により、2025（令和 7）年度に 61 万トン、2030（令和 12）年度に 63 万トンまで削減され、対策強化ケースでは、建設工事に伴うガラス・陶磁器くず及び建設混合廃棄物のリサイクル向上の効果により、2025（令和 7）年度に 59 万トン、2030（令和 12）年度に 58 万トンまで削減されるものと見込まれた。

## 4 東京のマテリアルフロー

### (1) 概要

「持続可能な資源利用」の状況を適切に把握するため、資源の採掘から使用・消費・廃棄に至るまでの資源の利用状況を定量的に示すことを目的として、東京におけるマテリアルフロー（以下「東京マテリアルフロー」という。）を試行的に作成した。

### (2) 作成方法

東京マテリアルフローを作成するに当たり、東京への資源の流入（入口側）及び東京からの資源の流出（出口側）の状況を表すため、まず、物質を表 6 のとおり類型化した。

次に、我が国の各種統計等から、都に関係するデータを取得した。ただし、都の単独データが存在しない場合には、原単位法により都の活動量を対象物質に係る原単位に乗じて推計することとし、原単位法による推計も難しい場合には、全国データを活動量に関連するデータ等で按分した。

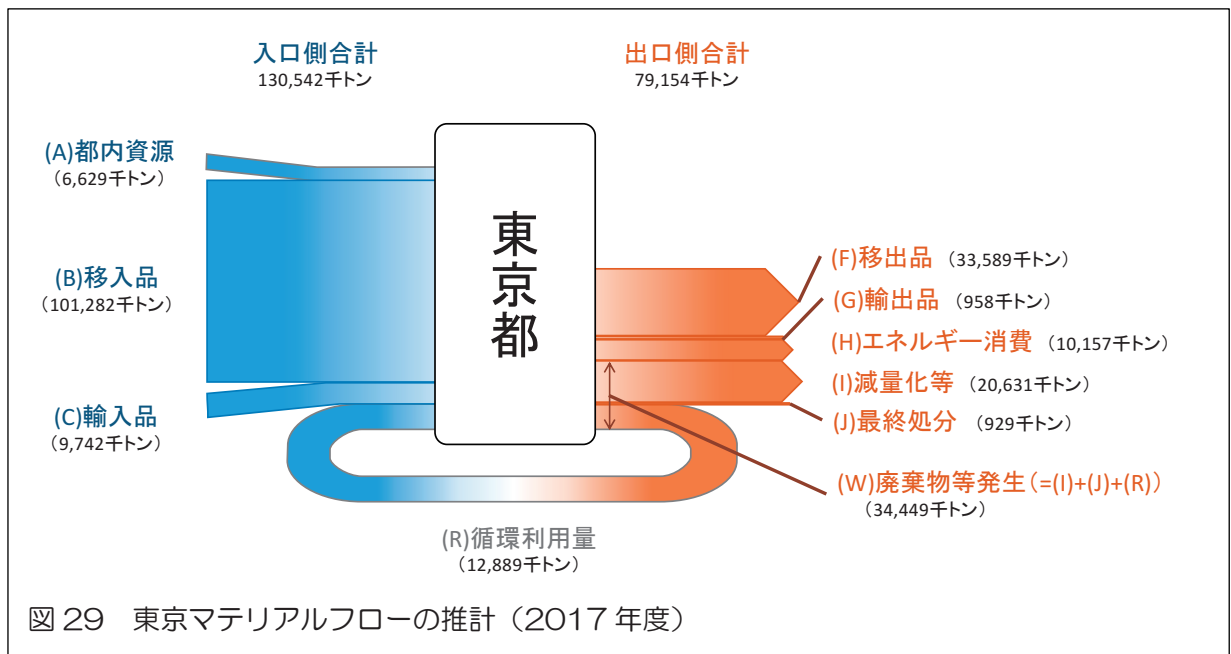
表 6 物質類型の定義

断面	類型	定義
入口	都内資源	都内で採取される資源
	移入品	他県から都内に移入する資源及び製品
	輸入品	都内の税関を経由して輸入される資源及び製品
出口	移出品	都内から他県へ移出する資源及び製品
	輸出	都内の税関を経由して輸出される資源及び製品
	エネルギー消費	化石資源がエネルギーとして利用されて排ガスや排水になったもの
	廃棄物等発生	
	減量化等	廃棄物を処理する目的で中間処理により減量化したもの（廃棄物を廃棄物発電付き施設で燃焼して減量化された分は、エネルギー消費ではなくこの項目に含む）
	最終処分	直接又は中間処理後に埋立処分された廃棄物
循環	循環利用	再生利用するもの

(3) 推計結果

2017（平成 29）年度の東京マテリアルフローの推計結果を図 29 に示す。

なお、国が作成しているマテリアルフロー（図 1 参照）では、蓄積純増や消費等を計上することで、マテリアルフローの入口と出口の物量を一致させている。しかし、今回作成した東京マテリアルフローでは、資源効率性を把握する観点から、資源の循環状況を把握することを目的としており、蓄積純増やエネルギー消費以外の消費を考慮していないことから、入口及び出口の物量が一致していないことに留意する必要がある。



## 5 計画策定の根拠

本計画は、廃棄物処理法の規定に基づき策定している。

(都道府県廃棄物処理計画)

第五条の五 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（以下「廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項
- 三 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
- 四 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- 五 非常災害時における前三号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項

3 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第四十三条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関及び関係市町村の意見を聴かなければならない。

4 都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

## 6 用語解説

### あ行

- 新しい日常：新型コロナウイルス感染症を乗り越えていくために、暮らしや働く場での感染拡大を防止する習慣のことをいう。手洗いの徹底・マスクの着用、ソーシャルディスタンス、「3つの密」を避けた行動などの実践が求められている。
- 一般廃棄物：廃棄物処理法第2条第1項で規定する廃棄物（以下「廃棄物」という。）のうち、産業廃棄物以外のもののこと。本計画では、一般廃棄物は、事業活動に伴って生じる事業系一般廃棄物と一般家庭の日常生活から生じる家庭廃棄物とに区分している。
- 海ごみ：海岸に打ち上げられたごみを「漂着ごみ」、海面や海中に漂っているものを「漂流ごみ」、海底に沈下して堆積したものを「海底ごみ」と言い、これらを合わせて「海ごみ（海洋ごみ）」という。
- エコセメント：ごみの焼却灰等を主原料として製造されるセメントのことであり、日本産業規格（JIS: Japanese Industrial Standards）で定められている。都内では、東京たま広域資源循環組合が、多摩地域（25市1町）の清掃工場から排出される焼却灰を受け入れるためのエコセメント化施設を整備している。

### か行

- 家庭ごみの有料化：本計画では、家庭から排出されるごみ等を対象に、区市町村等が、それらのごみ処理に要する経費に対して手数料を徴収する制度のことをいう。
- 九都県市：首都圏の埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市の計9自治体のこと。九都県市では、共有する膨大な地域活力を生かし、共同して広域的課題に積極的に取り組むことを目的として、各知事及び市長で構成する九都県市首脳会議を設置している。廃棄物処理問題については、首脳会議の下部組織として廃棄物問題委員会を設置して、首都圏における廃棄物問題の解決に向け、地域間の連携を強化している。

### さ行

- 再生骨材・再生骨材コンクリート：構造物の解体などによって発生したコンクリート塊から砂利、採石、砂を取り出して、新たなコンクリートの骨材としたもの、又はその骨材を利用したコンクリートのこと。JIS A 5021～5023で規定されており、骨材の品質によって、H、M、Lの3種類に分けられる。Hクラスは普通骨材と同等の品質を有し、M、Lとなるに従い品質が低下する。
- 再生砕石：アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊を破碎・粒度調整したもののこと。路盤材などに再生利用される。

- サーキュラー・エコノミー (Circular Economy) : 製品、素材及び他の資源の価値を可能な限り長く維持し、生産及び消費における効率的な利用を促進することによって、資源の全てのライフステージにおいて、その利用に伴う環境影響を低減し、廃棄物の発生及び有害物質の環境への放出を最小限にする経済システムをいう。
- サービサイジング (Servicizing) : 単なるモノの提供ではなく製品の機能をサービスとして提供すること。顧客に付加価値をもたらしながら、製品製造における資源投入量の低減や使用量の適正化によって環境負荷を低減することを狙いとしている。欧州では、製品サービスシステム (PSS; Product Service System) と呼ばれる。
- 産業廃棄物 : 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和 46 年政令第 300 号) で定める燃え殻、汚泥、廃油、廃酸等 20 種類の廃棄物及び輸入された廃棄物をいう。
- シェアリングエコノミー : インターネット上のプラットフォームなどを介して、個人及び法人の間でモノ、場所、人のスキルなどを貸借、交換、提供するサービスをいう。資源などをシェアしていく新しい経済の動きとして捉えることができる。
- 資源効率性 : 資源利用の技術的効率 (エネルギー・物質の単位当たりの投入量に対するエネルギー・物質の有用な産出量で計測)、資源生産性、すなわち、単位当たりの資源量に対する経済的付加価値の量 (単位当たりの資源投入量に対する有用な産出量・価値で計測)、資源の採取・利用が環境に与える悪影響の度合い (資源効率性の向上はそうした悪影響の原因となる環境負荷の低減を意味する) 等の概念を包含する用語である。
- 自然資本 (Natural Capital) : 森林、河川、陸地、海洋における生物資源及び非生物資源であって、直接的・間接的に人類に恵みをもたらすものをいう。自然資本は、他のあらゆる資本の支えとなり、人類の経済、社会、そして繁栄の基盤になるとされている。E.F.シューマッハーが 1973 年に発表した『Small Is Beautiful』の中で「自然資本」という言葉を使用し、資本の大部分は自然から得られるものであること、経済活動が自然の自己再生可能な能力の範囲内に収まらなければ、やがては人間の生存を危うくすることなどを指摘した。これまで様々な考え方が提起されているが、経済学の概念になぞらえ、自然そのものを資本 (ストック)、生態系サービスとして受け取る恵みを利子 (フロー) と捉えるのが分かりやすい。近年では、ストックとしての自然資本及びフローとしての生態系サービスの価値を経済的に評価し、現在の経済システムにおける「見える化」を試みる動きが出てきている。
- 食品ロス : 食品由来の廃棄物のうち、本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のこと。家庭における食品ロスの例としては、i) 消費期限・賞味期限切れなどにより、食事として使用・提供せずにそのまま捨ててしまうもの、ii) 食事として使用・提供したが、食べ残して捨ててしまうもの、iii) 食べられる部分まで過剰に除去して捨ててしまうものの 3 種類がある。
- 生産年齢人口 : 生産活動に従事し得る年齢人口のこと。15 歳から 64 歳までの人口がこれに当たる。



### た行

- 第三者評価制度：健全な産業廃棄物処理・リサイクルビジネスの発展、優良な処理業者の育成と適正処理の推進、排出事業者への信頼できる処理業者情報の提供を目的として、都が指定した第三者評価機関が、産業廃棄物処理業者の任意の申請に基づき、適正処理・資源化及び環境に与える負荷の少ない取組を行っている優良な事業者を「産廃エキスパート」、「産廃プロフェッショナル」として評価・認定する制度である。2009（平成 21）年 10 月から開始された。

### は行

- ふれあい収集：ごみを集積所まで出すことが困難な一人暮らしの高齢者や障害者などを対象にして、区市町村の廃棄物部局や区市町村から委託を受けた処理業者が、当該高齢者等のごみ出しを手伝い、ごみを収集する仕組みのこと。収集時にごみが出されていない場合には、必要に応じて声掛け等による安否確認、福祉部局や社会福祉協会などと連携した支援を実施することにより、高齢者等の生活の向上等が期待されている。

### ま行

- マイクロプラスチック：微細なプラスチックごみ（直径 5mm 以下）のことをいう。生物がマイクロプラスチックを飲食等により体内に取り込むと、これに吸着されている化学物質の影響を受けるだけでなく、食物連鎖に取り込まれることにより、生態系にも影響を及ぼすことが懸念されている。
- モデル事業：もとは、2015（平成 27）年 3 月に策定した「東京都『持続可能な資源利用』に向けた取組方針」で掲げた i）資源ロスの削減の促進、ii）エコマテリアルの利用の促進、iii）廃棄物の循環利用の更なる促進に係る施策を進めるため、事業者や NPO などから先駆的なアイデアや取組を公募の上、当該の事業者や NPO などと都が共同で実施した取組のことを指していたが、本計画では、同様の手法を用いて実施する先駆的な取組を広く指す。

### ら行

- ライフサイクル：製品やサービスの提供において、資源採取から、原料生産、製品生産、流通、使用・消費、廃棄・リサイクルに至るまでの全ての過程、サイクルをいう。製品等のライフサイクルを通じた環境負荷に着目し、それを定量的に評価する手法をライフサイクルアセスメント（LCA：Life Cycle Assessment）といい、近年、様々な分野で利用されている。

## アルファベット

- DX : Digital Transformation のこと。企業等が、ビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用し、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立することを目指す。
- IoT : Internet of Things の略で、様々な物がインターネットにつながることで、又はインターネットにつながる様々な物を指す。情報通信技術を使うことで、遠隔で家電製品の動作管理や建物の扉の鍵を管理・制御することができるようになるなど、今後、あらゆる場面で活用されることが見込まれている。
- IPBES : 生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学・政策プラットフォーム (IPBES : Intergovernmental science-policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services) のこと。生物多様性と生態系サービスに関する動向を科学的に評価し、科学と政策のつながりを強化する政府間のプラットフォームとして、2012年4月に設立された政府間組織である。IPBESは、「科学的評価」、「能力養成」、「知見生成」、「政策立案支援」の4つの機能を柱として活動しており、その成果は、生物多様性条約に基づく国際的な取組や、各国の政策に活用されている。
- ISO : 国際標準化機構 (International Organization for Standardization) のこと。各国の国家標準化団体で構成される非政府組織であり、様々な分野の国際規格を策定し、国際取引の円滑化等を図っている。
- PCB 廃棄物 : PCB (Poly Chlorinated Biphenyl : ポリ塩化ビフェニル) 及び PCB が塗布されたものや付着したものなどが廃棄物になったもののこと。ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (平成13年法律第65号) により、処理の枠組みが定められている。
- RPA : Robotic Process Automation の略で、一般的にパソコンなどにより行っている事務の一連の作業を自動化する技術、又はそのソフトウェアをいう。
- SDGs : 持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals) の略称である。2015 (平成27) 年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた2030年を達成年限とする世界共通の目標であり、17のゴールと169のターゲットで構成されている。17のゴールは、i) 貧困や飢餓、教育などの社会的側面、ii) エネルギーや資源の有効活用、働き方の改善、不平等の解消などの経済的側面、iii) 地球環境や気候変動などの環境的側面について、世界が直面する課題を網羅的に示している。これらの目標及びターゲットは、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」の理念の下、持続可能なより良い未来を築くことを目的として設定されている。



令和3年度
登録番号 (48) 号
環境資料第33052号

東京都資源循環・廃棄物処理計画

2021（令和3）年11月発行

編集・発行 東京都環境局資源循環推進部計画課  
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 第二本庁舎19階  
電話 03-5388-3577（直通）

印刷・製本 株式会社 イマイシ  
東京都足立区梅島一丁目31番15号  
電話 03-3848-1311







東京都